

第十九回 参議院大蔵委員会議録第三十七号

昭和二十九年四月二十二日(木曜日)午  
前十一時十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 大矢半次郎君  
理事 藤野 繁雄君  
小林 政夫君  
菊川 孝夫君  
東 隆君

委員

青柳 秀夫君  
岡崎 眞一君  
白井 勇君  
土田国太郎君  
前田 久吉君  
三木與吉郎君  
成瀬 幡治君  
堀木 鎌三君

政府委員

大蔵政務次官 植木庚子郎君  
大蔵省主計 佐藤 一郎君  
局総務課長  
大蔵省銀行局長 河野 通一君  
説明員  
大蔵省銀行局 有吉 正君  
特殊金融課長  
参考人  
国民金融 最上 孝敬君  
公庫理事

本日の会議に付した事件

○日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案(内閣送付)

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案(内閣送付)

○国の所有に属する自動車等の交換に関する法律案(内閣送付)

○国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○財政法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○冬季積雪地域における予算繰越の特例に関する法律案(東條君外七名発議)

○委員長(大矢半次郎君) これより大蔵委員会を開会いたします。

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案(予備審査)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案(予備審査)国の所有に属する自動車の交換に関する法律案(予備審査)以上三案を一括議題として、政府より提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(植木庚子郎君) 只今議題となりました日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案につきまして、その提案の理由を説明いたします。

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴い、その円滑な運営を図るため、日本国内にある国際連合の軍隊、軍人、軍属又はこれらの者の家族等につき、同協定に基

て、所得税、内国消費税、関税等の国税の課税に関する特例のほか、国税の犯則取締並びにたばこ及び塩の専売に關して特例を設ける必要がありま

す。以下順次この法律案の概要を申し上げます。

先ず、国際連合の軍隊、軍人、軍属若しくはこれらの者の家族、軍人用販賣機關等又は同軍隊の公認調達機關に對する所得税法、相続税法、通行税法、印紙税法、物品税法、揮発油税法、しやい織維品の課税に関する法律又は入場税法の適用につきましては、日本

国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の規定を準用して、これらの国税を課さず、又は免除することといたして

おります。次に、国際連合の軍隊、軍人若しくはこれらの者の家族又は軍人用販賣機關等の輸入にかかる物品又は国際連合の軍隊により運搬されている船舶若しくは航空機につきましては、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の規定を準用して、関税、とん税及び内国消費税を免除することといたして

おります。次に、国税に關する犯則事件を調査するため、国際連合の軍隊が使用し、且つ、その権限に基いて警備している施設内において国税犯則取締法又は関

税法の規定によつて臨検、搜索又は差押を行ふ場合におきましては、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律の規定を準用して、国際連合の軍隊の権限ある者の承認を受け、又はその者に囑託して行ふこととして

おります。最後に、国際連合の軍隊、軍人、軍属若しくはこれらの者の家族又は軍人用販賣機關等による製造たばこ又は塩の輸入等につきましては、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律の規定を準用して、その特例を設けることといたして

おります。次に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案につきまして説明申し上げます。

国の歳出予算は、国民から徴収された税金その他貴重な財源で賄われており、厘毛たりといえども、これが不正、不当に支出されるがごときことは、許されないのでありまして、政府におきましては、常に、これを公正且つ効率的に使用するように努めて

おります。併しなから、昭和二十七年、度決算検査報告によれば、不当事項として千三百余件が指摘され、そのうち約八割五分を占める千余件は、補助金等に関するものであり、その内容は、事業費について過大に積算したり、不実の積

算をしたものや、設計通りの工事を施行しなかつたり、甚しいのは、架空の工事や二重の申請をして国庫補助金等の交付を受けているもの等がありま

す。補助金等が国の歳出予算の約三割を占めている現在、これら補助金等に係る予算の執行の適正化を図ること

は、喫緊の要請であり、且つ又、第七回国会参議院予算委員会において決議されました「予算の不正、不当支出防止に関する決議」をも尊重いたしま

して、この法律案を提出した次第であります。

この法律案は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項、罰則その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することによりまして、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止等を図るとともに、他面、補助金等の交付を受ける者に対しては、その不当な取扱いを防止する等の措置を講じ、以て補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とするのであります。

以下この法律案の主たる内容につきまして、その概要を御説明いたしま

す。第一に、この法律の適用を受ける補助金等とは、補助金、負担金、利子補給金その他、国が相当の反対給付を受けな

いので交付する金銭であつて政令で定めるものとし、補助金等に関しまして他の法律又はこれに基く命令に特別の定めのない限り、この法律によることといたして

第二に、補助金等の交付の申請及び決定につき必要な手続を明確にいたしました。即ち、補助金等の交付の申請及び決定の手続を規定するほか、決定に際し必要な条件を附することとした。す共、交付決定後に天災地変等特別の事情が生じた場合等において当該交付決定の全部若しくは一部の取消し又は決定の内容若しくは条件の変更ができることとしております。

第三に、補助事業等又は補助関係事業等の遂行に当つては、常に善良な管理者の注意を以て遂行すべき義務を課すると共に、補助事業者等の提出する報告等により必要がある場合には、当該補助事業等を適正に遂行すべきことを命じ、又必要に応じて一時停止を命じ得ることとし、更に事業完了後は、必ず実績報告を徴し、その審査及び必要に応じて行方現地調査等により補助金等の額を確定することとした。なお、補助事業等により取得した財産等につきましては、補助金等の交付の目的に反する使用、処分等を禁止することとしたのであります。

第四に、補助事業者等又は補助関係事業者等が、補助事業等又は補助関係事業等に関し、法令等に違反し、又は補助金等若しくは補助関係利益を他の用途へ使用した場合には、補助金等の交付決定の全部又は一部の取消しをすることができるとし、この取消しがあつた場合ですて補助金等が交付されてゐるときは、返還を命ずることとし、右の返還命令があつたときは、加算金を納付させることとし、返還金を納期日まで納付しないときは、延滞金を納付させることとすると共に、

これら返還金等の納付がない場合には、他の補助金等の交付を一時停止若しくは当該補助金等と未納付額とを相殺又は当該未納付額を国税徴収法の例により徴収することができるといたしましたのであります。

第五に、詐欺その他不正手段による補助金等の交付を受けた者、補助金等の他の用途への使用をした者等に対し所要の罰則規定を設けることとした。おるものであります。なお、地方公共団体に対しては、その団体の性格上罰則を適用しないこととしたのであります。

右のごとく補助事業者等に対し相当厳格な規律を以て臨むこととしたのであります。他面、補助金等を交付する側においてもその取扱を適正にする必要を認め、補助金等に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に關する事務に従事する職員に対し、事務を不当に遅延せしめたり又は必要な限度を超えて補助事業者等若しくは補助関係事業者等に対し干渉してはならない義務を課したほか、補助金等の交付の決定その他の処分不服のある地方公共団体に対しては、不服申立の途を開くこととしたしてあるのであります。

なお、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社に対ししまして、この法律を準用することとしたしてあります。

次に、国の所有に属する自動車の交換に關する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。財政法の規定によりまして、国の財産は、法律に基かなければ交換をすることができないこととなつてゐるのであります。

ありますが、諸般の状況に鑑み、国が所有する自動車につき、当分の間、国以外の者が所有する自動車と交換をすることができるとする開き、これが効率的な活用を図り、かたがた経費の節減等にも資することができるとし、交換に際しまして、その価額が等しくないときにおける差額は、金銭で補足することとしようとするものであります。以上が、この三法律案を提出した理由であります。

何とぞ、御審議の上、速かに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(大矢半次郎君) 次に国民金融公庫が行う恩給担保金融に關する法律案を議題といたしまして、その内容説明を聴取いたします。

○政府委員(河野通一君) 只今議題となつております法案について御説明申し上げます。

この法案は先般提案理由の御説明を申上げましたときに大要については御説明が済んでおるのでありますが、更に要綱として概要を御説明申し上げます。この法律案は、恩給等の担保の効力に關する規定を設けずと共、国民金融公庫の業務の範囲を拡張することによりまして、恩給担保金融の円滑化を目的としたしてあるのであります。本法の対象となる恩給等と申しますのは、恩給法による年金たる恩給、戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金及び遺族年金並びに条例により支給される年金、これらのものを申しておるのであります。

恩給等の担保の効力といたしましては、次のような規定を新たに設けることとしたのであります。

その第一は、担保に供された恩給等は、国民金融公庫だけがその支払を求めることができ、かつ債務者は債務を完済するまでは恩給等を受ける権利を放棄することはできないということにいたしましたのであります。

第二は、担保の効力は、遺族又はその後順位者の受ける恩給等については及ばず、又、恩給等の受給額が改定されたときにおきましては、その改定後の恩給等の上記及ぶということにいたしましたのであります。

第三は、恩給等の受給証書の国民金融公庫への引渡し等について、若干の技術的な規定を設けたのであります。この三点が主として新しく規定を設けた点であります。

次に、国民金融公庫は、恩給等を担保とする貸付けに限つて事業資金以外の資金の小口貸付を行うことができるといたしましたのであります。つまり国民金融公庫は、本来は、小口の生業資金と言ひますが、事業資金の貸出し、これを本来の目的といたしてあります。が、恩給担保金融に限りまして、いわゆる消費資金についてもその貸出をすることができ、こういうことになつたのであります。

次は、国民金融公庫法を改正いたしまして、国民大衆の利益を代表する者一人を国民金融審議会委員に加えることとしたしまして、これは現在私どもが予定いたしておりますところでは、恩給受給者を代表するかたを以て加えられた一人に当てたいというふうに考えておる次第でございます。

以上が今議題になつております法案の概要の御説明でございます。

○委員長(大矢半次郎君) この際お諮りいたします。本法案の審査のため、国民金融公庫理事、最上孝敬君の出席を求めましたが、同君を参考人としてその発言を許可することに御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。よつてさう決定いたしました。

質疑を行います。

○藤野繁雄君 従来の恩給金庫の業務をこの国民金融公庫がやるということになつておるのでありますが、この従来の恩給金庫の仕事は国民金融公庫はなせ、せなかつたのか。せなないように規定したところの理由はどこにあるのか。こういうことをお尋ねしたいと思ひます。それは従来の恩給金庫というものがあつて、そうして恩給担保の貸付をやつておつた。然るに今度国民金融公庫ができたとき、なぜそれをやめなければならぬようになったのか。それから今度それを復活せなければならぬとなつたのはどういふ理由なのか。

○政府委員(河野通一君) これは主として技術問題でありまして、恩給金庫ができました当時の理由も、勿論その他のものにも及ぶわけでありましたが、主として陸海軍、旧軍関係の恩給を受ける方々の金融ということが事実上中心になつておつたと思ふのであります。ところが戦後におきまして陸海軍の旧軍人に対する恩給制度が停止をされたということで、本来、恩給金庫が通常主たる対象といたしておりました、その対象がこれで消えてなくなつた、こういうことでありますので、従来の恩給金庫がやつておりましたような

業務を続けるということは、その必要がない、こういうような判断で、当時占領下におきまして、占領軍司令部のほうの意向もあつて、こういう制度はとりやめた、こういうことになつた次第でございます。

○藤野繁雄君　そうしますと、陸海軍の恩給とその他の者の恩給の受給者の数は、当時どういふふうになつて、金額の割合はどういふふうになつておつたのでありますか。

○政府委員(河野通一君)　ちよつと戦前のものは持ち合せませんが、去年でございました旧軍人等に対する恩給の制度ができた後における現状を先ず御参考までに申上げておきます。昭和二十九年年度における恩給等の支払の見込を申し上げます。これは一時金を除いておりませんが、そのうちで文官恩給が百二十八億で、受給人員が二十三万人、旧軍人関係のものが五百七十九億、百九十九万人、地方の公務員の恩給に当りますものが百二十九億、人員が二十二万人余りであります。これは恩給法に基づくものであります。そのほかに、先ほどちよつと申上げましたように、戦傷病者戦没者遺族等援護法というのがあります。それに基きます年金、これは三十二億、受給者の数が十八万人余り、こういうことになつております。

次に地方の条例によつて年金を受けるもの、この金額が十七億で人数は四万人余り、合計いたしました二十九年度中に支払われる年金額は八百八十五億、人数は二百六十八万人、こういうことに相成つておるのであります。戦前における恩給の受給状況はちよつと正確な数字はございませんが、貸付を

いたしております総額についてはここにありますが、陸海軍の関係はどうなつておるか、文官の関係はどうなつておつたかという内訳につきましては今ちよつと調べができておりません。

○藤野繁雄君　それでは第五条の第二項の、この法律ができたならば、遺族が受ける恩給等の上には及ばない、こういうふうな書いてありますが、これはどういふことなんでしょうか。

○政府委員(河野通一君)　これは恩給金庫がこの恩給担保の金額をやつておりますときには、やはり同じようになつていたと思ひますが、これは遺族の利益を守つてやりたいという趣旨でありまして、その恩給を受けております者が死にました場合においては、その遺族が、あとの扶助料と申しますが、そういうものを唯一の頼りとしたし借りた場合に、恩給受給者が金を借りたためにそこまで担保としてとられて行くということは、非常に遺族等に対しての利益を害するということでありますので、これには及ばないというようにいたしてあります。大体その及ばないところの金額は大体どのくらいある見込でございますか。

○政府委員(河野通一君)　お尋ねの点は恐らくこういうことではないかと思ひます。人々がそれを担保にして国民金融公庫から金を借りた、そういう場合に途中で金がまだ全部返らないうちに死んだという場合においては、それが取れなくなるような場合がどのくらいあるか。こういうお話だろうと思ひますが、これはそういう点も頭に置きまして、大体、恩給を担保にして貸金をいたします場

合においては、最長三年ということを抑えて行きたい。従ひまして、恩給受給者が恩給を受けてから死にますまでの平均年限というものが、私の承知いたしてありますところでは五年ぐらいたして聞いております。そういう点からい

合においては、最長三年というところで抑えて行きたい。従ひまして、恩給受給者が恩給を受けてから死にますまでの平均年限というものが、私の承知いたしてありますところでは五年ぐらいたして聞いております。そういう点からい

合においては、最長三年というところで抑えて行きたい。従ひまして、恩給受給者が恩給を受けてから死にますまでの平均年限というものが、私の承知いたしてありますところでは五年ぐらいたして聞いております。そういう点からい

合においては、最長三年というところで抑えて行きたい。従ひまして、恩給受給者が恩給を受けてから死にますまでの平均年限というものが、私の承知いたしてありますところでは五年ぐらいたして聞いております。そういう点からい

は、国民金融公庫がやつておりますやり方は、代理受領、つまり恩給を代理で受けるということだけであります。そういういたしますと、この代理で受領するということは、恩給受給者がその恩給の受給権を放棄するということが何ら差支えないので、放棄した後も代理受領権というものはなくなつてしまふわけですね。そういう点で、非常に法律的に事実問題として欠けておる担保の効力、こういう点で、この四条を置いて、放棄はできないということにいたしましたのであります。実際問題とい

は、国民金融公庫がやつておりますやり方は、代理受領、つまり恩給を代理で受けるということだけであります。そういういたしますと、この代理で受領するということは、恩給受給者がその恩給の受給権を放棄するということが何ら差支えないので、放棄した後も代理受領権というものはなくなつてしまふわけですね。そういう点で、非常に法律的に事実問題として欠けておる担保の効力、こういう点で、この四条を置いて、放棄はできないということにいたしましたのであります。実際問題とい

は、国民金融公庫がやつておりますやり方は、代理受領、つまり恩給を代理で受けるということだけであります。そういういたしますと、この代理で受領するということは、恩給受給者がその恩給の受給権を放棄するということが何ら差支えないので、放棄した後も代理受領権というものはなくなつてしまふわけですね。そういう点で、非常に法律的に事実問題として欠けておる担保の効力、こういう点で、この四条を置いて、放棄はできないということにいたしましたのであります。実際問題とい

は、国民金融公庫がやつておりますやり方は、代理受領、つまり恩給を代理で受けるということだけであります。そういういたしますと、この代理で受領するということは、恩給受給者がその恩給の受給権を放棄するということが何ら差支えないので、放棄した後も代理受領権というものはなくなつてしまふわけですね。そういう点で、非常に法律的に事実問題として欠けておる担保の効力、こういう点で、この四条を置いて、放棄はできないということにいたしましたのであります。実際問題とい

ります恩給等の中でどういふものがあるかと言ひますと、恩給法そのもので規定しております恩給のほかは、例えて申しますならば、恩給法の改正によりまして新たに附則に追加されて支給される恩給がやはりその他の法令に規定する恩給の中に入るのでございます。そのほかに恩給法以外の法律とい

ります恩給等の中でどういふものがあるかと言ひますと、恩給法そのもので規定しております恩給のほかは、例えて申しますならば、恩給法の改正によりまして新たに附則に追加されて支給される恩給がやはりその他の法令に規定する恩給の中に入るのでございます。そのほかに恩給法以外の法律とい

ります恩給等の中でどういふものがあるかと言ひますと、恩給法そのもので規定しております恩給のほかは、例えて申しますならば、恩給法の改正によりまして新たに附則に追加されて支給される恩給がやはりその他の法令に規定する恩給の中に入るのでございます。そのほかに恩給法以外の法律とい

ります恩給等の中でどういふものがあるかと言ひますと、恩給法そのもので規定しております恩給のほかは、例えて申しますならば、恩給法の改正によりまして新たに附則に追加されて支給される恩給がやはりその他の法令に規定する恩給の中に入るのでございます。そのほかに恩給法以外の法律とい

らしく、そういつた戦前にあつたような恩給金庫という制度を作りますならば、その貸付資源というものは恐らく財政資金でこれを賄わざるを得ない。私は考へております。尤も戦前の恩給金庫は、御案内のように一部は民間の資金でやつておりました。今、この金融状況等から考へますと、民間資金でこつとつた種類のものを賄うという事は恐らく私は困難じやないか。そういたしますと、金額を大體、政府資金、財政資金によつて賄うということにならうかと思ひます。そういたしますと、その金額は、独立の機関としてこつとつた種類の金融をやつて行くにふさわしい程度の規模の財政資金というものには相当多額になると思ひます。そういう点から見ても、財政上、私どもはそういつたことは考へられないと思ひます。

は、言うまでもなく私は国民金融公庫であると思ひます。現に国民金融公庫は過去におきます恩給金庫を併合してこつと新しいシステムができたわけでありまして、現に恩給部というものを持つております。尤もこれは整理事務が主たるものでございまして、持つておりますし、職員の中にも相当事務に慣れておる者もおるわけでありまして、こつとつた金融機関としては最もふさわしいものか、ように考へておる次第であります。

なほ只今第二の点で申し上げましたように、仮りに財政事情がそういう余裕があるといつた場合には、こつとつた制度を復活することはいいかどうか、全体の社会の公平という見地から見ていかどうかという点について、私は更に検討しなければならぬ点があるのではないかと考へております。

は、言ひます。いや、まあ国民金融公庫が過去の恩給金庫を収容したというものはほんの整理のためで、而もその時分は恩給の復活なんてないだろう、殊に一番大きい部門を占める軍人恩給なんというものは大體なくなるのだという観念で扱つたのだが、現に国民金融公庫が行う仕事と恩給に関する金融の問題とは性質が違つてゐるのです。そこにもつて来て単純に金融の面からのみ考へられない面が相当ある。まあ露骨に言へば、事実として現われておる現象を言へば、こつとつた恩給を持つておる者が資金繰りを得ようとするやうな姿が非常に多くなつて来ておる。又それを何とかうまく運用しようというやうなことから過般いような問題が出たといふやうな点から言つと、片手間では、余ほど考へて親切に積極的に世話をやつて行けるやうな態勢、こつとつたものが要なんじやなからうか、こつとつたものが必要なんじやなからうか、あえて質問したわけなんじや、こつとつた国民金融公庫のほうから言へば、この仕事はまあ手数のかかる、生産的な方面とは余り関係の

ない、さつき言つたやうな非常に消費金融的な、而も割合に何と云うか社会的な、殊に今後デフレ的に向へば余計さういふ不時の金が必要で、而も生産面には余りタッチしてないといふ人の借りる金なんじや。だから、こつとつた点から考へると、片手間には国民金融公庫に扱つておるといふやうな態勢とは違つてゐるはずじやないか。こつとつたやうな気がするのですが、こつとつた点について、折角おいでになつておるのだから、国民金融公庫側から、この恩給担保金融に関する事務、及び恩給の事務をどういふやうに扱つておられるか、又今後どういふやうに扱つて行くか、御方針なにか、それをちよつと承つたいと思ひます。

す。今後はこれに對してしましよ、担保権を確保して、仕事の取運びが容易になるやうにしますと、事業資金という枠をはさすことになりまして、お申込が恐らくよほどふえと思ひますが、これは、はつきりした見通しがまだつきませんけれども、それに対して資金のほうの手当は、只今計画が立つておりますところは年間二十三億を貸付ける。そのうち三億は貸付けの回収金にあてられて、新らしく創設の資金として二十億でございます。ですから、一月平均いたしますと二億ほどの金になります。只今のところお申込はまだ一億ほどでございますが、これがどの程度になりますか、今のところはつきり見当がつかないのでございますが、二倍、三倍程度のものではあられ、私どものほうでそれは困るほどの仕事の量にはなりません。資金といつたしましよ、も相當のかたに御満足が頂けるやうにお貸付ができる、こつと考へております。

○小林政夫君 それでは一点だけ。第五條の第二項で、これは読めば趣旨はわかるのですが、一つ政府のほうからこの立法の趣旨を説明して下さい。

○堀木三君 では国民金融公庫に取扱われる利害得失、それをもう少しはつきりさして頂きたい。

○政府委員(河野通一君) 今申し上げましたやうなことで既存の金融機関によつて、非常に言葉は悪いのでありますが、幾つかの業務のうちの一つとしてこつとつた種類のものをやらせるというこつとにいたしました場合において、その取扱機関として最もふさわしいものは、さつき言つたやうな非常に消費金融的な、而も割合に何と云うか社会的な、殊に今後デフレ的に向へば余計さういふ不時の金が必要で、而も生産面には余りタッチしてないといふ人の借りる金なんじや。だから、こつとつた点から考へると、片手間には国民金融公庫に扱つておるといふやうな態勢とは違つてゐるはずじやないか。こつとつたやうな気がするのですが、こつとつた点について、折角おいでになつておるのだから、国民金融公庫側から、この恩給担保金融に関する事務、及び恩給の事務をどういふやうに扱つておられるか、又今後どういふやうに扱つて行くか、御方針なにか、それをちよつと承つたいと思ひます。

○参考人(最上肇君) 私どものほうで、この前、恩給金庫から引継ぎました恩給貸付で、なお外地居住者等のために残つておりますものが二万一千件、千七百五十万でございます。それが残務整理として今後まだ続いて行く仕事のひとつでございます。それから昨年の十二月の終りに近きまして開始いたしましたのでございますが、恩給担保で事業を営まれるかたの事業資金の貸付、これは法律の改正なしにできますので、先ほど局長が説明いたしましたやうな方法で取扱つておりました、それがこの三月末まで貸付件数が七百六十二件、金額にいたしまして七千三百五十万といふことになっております。お申込はかなりございまして、丁度三月末までの申込が三千五百ほどございまして、三千四百九十八でございます。金額にいたしまして四億五千七百五十万ほどございまして、それに対して只今申し上げましたやうな貸付をいたしてござい

○菊川孝夫君 私、この国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の趣旨は結構だと思ひますが、そこで最近の中小企業等の金融の逼迫状態から考へまして、これは極めて重大な意味を持つてゐると思ひますので、大蔵大臣に特に御出席願ひまして、この法案と関連して一つお尋ねいたしたい。従ひまして大蔵大臣の出席を委員長から御要求願ひたいと思ひます。

○政府委員(河野通一君) この点も先ほどちよつと申し上げたのでございまして、この恩給を担保にいたします場合の金融は大體三年分ぐらゐる限度にいたしておられます。それと、更に必要がありまふ場合においては生命保険に入つてもらつて、この生命保険の代理受領権を得るといつたやうな方法もありましようし、又、保証人を必ず立てることとにいたしております。こつとつたこととで、現在までもこつとつたために非常に大きな損失が出るということもござ

○堀木三君 では国民金融公庫に取扱われる利害得失、それをもう少しはつきりさして頂きたい。

○政府委員(河野通一君) 今申し上げましたやうなことで既存の金融機関によつて、非常に言葉は悪いのでありますが、幾つかの業務のうちの一つとしてこつとつた種類のものをやらせるというこつとにいたしました場合において、その取扱機関として最もふさわしいものは、さつき言つたやうな非常に消費金融的な、而も割合に何と云うか社会的な、殊に今後デフレ的に向へば余計さういふ不時の金が必要で、而も生産面には余りタッチしてないといふ人の借りる金なんじや。だから、こつとつた点から考へると、片手間には国民金融公庫に扱つておるといふやうな態勢とは違つてゐるはずじやないか。こつとつたやうな気がするのですが、こつとつた点について、折角おいでになつておるのだから、国民金融公庫側から、この恩給担保金融に関する事務、及び恩給の事務をどういふやうに扱つておられるか、又今後どういふやうに扱つて行くか、御方針なにか、それをちよつと承つたいと思ひます。

○参考人(最上肇君) 私どものほうで、この前、恩給金庫から引継ぎました恩給貸付で、なお外地居住者等のために残つておりますものが二万一千件、千七百五十万でございます。それが残務整理として今後まだ続いて行く仕事のひとつでございます。それから昨年の十二月の終りに近きまして開始いたしましたのでございますが、恩給担保で事業を営まれるかたの事業資金の貸付、これは法律の改正なしにできますので、先ほど局長が説明いたしましたやうな方法で取扱つておりました、それがこの三月末まで貸付件数が七百六十二件、金額にいたしまして七千三百五十万といふことになっております。お申込はかなりございまして、丁度三月末までの申込が三千五百ほどございまして、三千四百九十八でございます。金額にいたしまして四億五千七百五十万ほどございまして、それに対して只今申し上げましたやうな貸付をいたしてござい

○菊川孝夫君 私、この国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の趣旨は結構だと思ひますが、そこで最近の中小企業等の金融の逼迫状態から考へまして、これは極めて重大な意味を持つてゐると思ひますので、大蔵大臣に特に御出席願ひまして、この法案と関連して一つお尋ねいたしたい。従ひまして大蔵大臣の出席を委員長から御要求願ひたいと思ひます。

○政府委員(河野通一君) この点も先ほどちよつと申し上げたのでございまして、この恩給を担保にいたします場合の金融は大體三年分ぐらゐる限度にいたしておられます。それと、更に必要がありまふ場合においては生命保険に入つてもらつて、この生命保険の代理受領権を得るといつたやうな方法もありましようし、又、保証人を必ず立てることとにいたしております。こつとつたこととで、現在までもこつとつたために非常に大きな損失が出るということもござ

○堀木三君 では国民金融公庫に取扱われる利害得失、それをもう少しはつきりさして頂きたい。

○政府委員(河野通一君) 今申し上げましたやうなことで既存の金融機関によつて、非常に言葉は悪いのでありますが、幾つかの業務のうちの一つとしてこつとつた種類のものをやらせるというこつとにいたしました場合において、その取扱機関として最もふさわしいものは、さつき言つたやうな非常に消費金融的な、而も割合に何と云うか社会的な、殊に今後デフレ的に向へば余計さういふ不時の金が必要で、而も生産面には余りタッチしてないといふ人の借りる金なんじや。だから、こつとつた点から考へると、片手間には国民金融公庫に扱つておるといふやうな態勢とは違つてゐるはずじやないか。こつとつたやうな気がするのですが、こつとつた点について、折角おいでになつておるのだから、国民金融公庫側から、この恩給担保金融に関する事務、及び恩給の事務をどういふやうに扱つておられるか、又今後どういふやうに扱つて行くか、御方針なにか、それをちよつと承つたいと思ひます。

○参考人(最上肇君) 私どものほうで、この前、恩給金庫から引継ぎました恩給貸付で、なお外地居住者等のために残つておりますものが二万一千件、千七百五十万でございます。それが残務整理として今後まだ続いて行く仕事のひとつでございます。それから昨年の十二月の終りに近きまして開始いたしましたのでございますが、恩給担保で事業を営まれるかたの事業資金の貸付、これは法律の改正なしにできますので、先ほど局長が説明いたしましたやうな方法で取扱つておりました、それがこの三月末まで貸付件数が七百六十二件、金額にいたしまして七千三百五十万といふことになっております。お申込はかなりございまして、丁度三月末までの申込が三千五百ほどございまして、三千四百九十八でございます。金額にいたしまして四億五千七百五十万ほどございまして、それに対して只今申し上げましたやうな貸付をいたしてござい

○菊川孝夫君 私、この国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の趣旨は結構だと思ひますが、そこで最近の中小企業等の金融の逼迫状態から考へまして、これは極めて重大な意味を持つてゐると思ひますので、大蔵大臣に特に御出席願ひまして、この法案と関連して一つお尋ねいたしたい。従ひまして大蔵大臣の出席を委員長から御要求願ひたいと思ひます。

○政府委員(河野通一君) この点も先ほどちよつと申し上げたのでございまして、この恩給を担保にいたします場合の金融は大體三年分ぐらゐる限度にいたしておられます。それと、更に必要がありまふ場合においては生命保険に入つてもらつて、この生命保険の代理受領権を得るといつたやうな方法もありましようし、又、保証人を必ず立てることとにいたしております。こつとつたこととで、現在までもこつとつたために非常に大きな損失が出るということもござ

さいません。今申上げたようなことをやつて参りますならば先ず心配はなからう、かように考えております。

○委員長(大矢半次郎君) 本案についての大員に対する質疑は後廻しにいたします。

○委員長(大矢半次郎君) 次に財政法等の一部を改正する法律案及び冬季積雪地域における予算繰越の特例に関する法律案を一括議題といたしまして、先ず財政法等の一部を改正する法律案について内容の説明を聴取いたします。

○政府委員(佐藤一郎君) 今回の財政法と会計法の改正は、主として財政、会計の手續の簡素化、これを三年ぐらゐに亘りまして毎年できるだけやつて参つたのでありますが、なおそれに引続きまして簡素化すべきものを極力いたしたい、こういう方針で改正案を出したわけであります。

特にそのうちで問題になりますのは、今御一緒に御審議を願うことになつております、いわゆる積雪寒冷地帯の予算の執行との関連でございます。積雪寒冷地帯につきましては、最近、特に予算の成立等においても十八年度のように非常に遅れたような特殊な事情も加わりまして、なか／＼予定通りに年度内に工事が執行できない、どうしても繰越をせざるを得ない事態が非常に多いと、こういう状況にあるわけであります。従いまして、積雪寒冷地帯の特に公共事業等でございますが、これにつきまして、何とかその仕組を考へて欲しい、こういう御要望が非常に強くなつて参つておつたの

であります。それで今回会計年度につきまして、積雪寒冷地帯の予算執行の会計年度だけは少し延ばして欲しい、こういう御要望等も出て参つたわけであります。で、私どものほうといたしましては、財政制度全般の見地から、会計年度をこの分だけ変えるというところは到底できないので、その代りとして、できるだけ一つそういう御要望の趣旨に副いまして、できる限り財政法の趣旨の許す最大限に、そういう執行の円滑のための便宜的な規定を置こう、こういうことになりまして、それが今回の改正の一つの中心点になつております。

先ず逐条的に御説明をいたします。財政法の第十五条、これはあとの繰越制度の改正に伴う当然の整理の事項でございますので、ここでは御説明を省きます。

その次の三十四条は、従来支払計画等の通知を一々会計検査院にやつておつたのでありますが、これはもつとまとめた形で實際上の通知をやることにいたしました、まあ少しでも手続を簡素化しようというので、検査院の了解も得ましてこれを削つたわけであります。

その次の四十三条、これは二項の改正でございます。これが只今申上げましたいわゆる繰越制度をできるだけ簡単に、又便宜を図るようになしたい、こういう趣旨の改正でございます。これにつきましては、従来、四十三条の条文をお読み願うとわかるのであります。が、四十三条では、各省各庁の長は、繰越計算書を作製しなければならぬ、大臣の承認を経なければならぬ。繰越をしようとするときは、大蔵大

臣の承認を経なければならぬと、こういうことが第一項に先ず規定してございまして、それを受けまして第二項において、その大蔵大臣の承認があつたときには、その経費については予算の配賦があつたものとみなす、こういうことになつております。御承知のように、国会の議決を経ました予算も、財政法の三十一条のいわゆる予算の配賦という一応形式的な手続を経て初めて執行ができます、こういう仕組になつております。それで繰越の場合には、昭和二十八年に繰越しましたものは二十九年度に仮に繰越するわけでありますが、それはいわゆる成立した予算のほかにこの配賦があつたものとみなすわけであります。こういう規定があつたのであります。でこの規定の書き方が相当問題が従来からあつたのでありますが、承認を経るといふことを前提にしまして、その承認を経た金額が予算の配賦があつたものとみなす、こうなつておつたわけではどういふふうにいたしたかといひますと、二十八年度の例で言いますと、いよいよその繰越しがほぼ決算的にも確定な数字が固まりまして、何円という細かい数字まではつきり、これはもう二十八年度中にはどうしてもできない、翌年に繰越さざるを得ないということがほぼ確定した金額を承認するの、これが繰越の申請が参り、それを大蔵大臣が承認いたしますのは、三月三十一日、即ち年度のぎり／＼のところか、若しくは更に四月に入りましてい

の審査のための時日を要しますからして、四月に入りましてからいよいよ空白ができるわけでありまして、理論的に申しますと、その間は繰越した事業を一時ストップをしなければならぬという甚だしい無理な事態になるのであります。これについてできるだけ、本来であれば、例えば二月であるとか、せい／＼三月の下旬には承認の申請を受けて、それに対して承認を与える、そうして四月に入りますれば直ちに仕事はスムーズに、一日の空白もなく行える、こういうふうな仕組にすべきである。即ち事前承認、本来もともと事前承認の規定でありながら、実際問題としてどうしても先ほど申し上げましたような空白を生ずるということでは、甚だ繰越し事業の施行を円滑を欠かせることになる。こういうことで改正をしたのであります。

そこで、その書き方を、改正条文にございまして「前項の承認があつたときは、当該経費に係る歳出予算において、これを翌年度に繰り越して使用することができ、即ち二月の下旬頃になつて、その／＼の経費は大体とも年度内にはできない、大体五百万円くらいは繰越す、こういうことがわかつて参りましたらば、先ず五百万円の繰越し承認を大蔵大臣に求め、その承認を得るわけであります。ところが三月三十一日に入つては要らなかつた、四百八十五万円繰越せばよかつた、こういうことでありますれば、四百八十五万円というものを繰越す。即ちその承認があつた金額の範囲内において繰越し使用することができ

と、こういうふうな、いわゆる承認の金額と、それから実際の繰越すべき金額、即ち配賦せられたものとみなす金額と分けて考へる。従来はその四百八十五万円がはつきりするまでは承認申請をしなかつたわけであります。それで非常に手続上遺憾な点があつたわけでありまして、この点をはつきりいたしまして、繰越しの承認をできるだけ年度の締切り以前に承認を与えてやる、こういう仕組にしたいというのがこの四十三条の規定であります。それから各省の大臣はこの承認の枠の中で適当に必要な範囲において繰越しができるわけでありまして。

それから四十三条の三でございます。これは只今の繰越の問題に関連いたしまして新たに設けた規定であります。これは一各省各庁の長は、繰越明許費の金額について、予算の執行上やむを得ない事由がある場合において、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにし、大蔵大臣の承認を経て、その承認があつた金額の範囲内において、翌年度にわたつて支出すべき債務を負担することができ、これはどういふのかと申しますと、例えば三月の中旬になりまして、新たにいろ／＼な障害があつたのを克服してやつと契約を結ぶというような段階になつた場合に、その契約金額が一千万円である。ところが、その一千万円の金額を、例えば三月の十五日におきまして、それは到底全部は三月中には執行できないこととはこれは明らかであります。そういう見込みのもと、三月中に繰越さなければならぬというものを分けまして、その繰越さなければならぬ部分

と、四月に入りましてからいよいよ空白ができるわけでありまして、理論的に申しますと、その間は繰越した事業を一時ストップをしなければならぬという甚だしい無理な事態になるのであります。これについてできるだけ、本来であれば、例えば二月であるとか、せい／＼三月の下旬には承認の申請を受けて、それに対して承認を与える、そうして四月に入りますれば直ちに仕事はスムーズに、一日の空白もなく行える、こういうふうな仕組にすべきである。即ち事前承認、本来もともと事前承認の規定でありながら、実際問題としてどうしても先ほど申し上げましたような空白を生ずるということでは、甚だ繰越し事業の施行を円滑を欠かせることになる。こういうことで改正をしたのであります。

と、四月に入りましてからいよいよ空白ができるわけでありまして、理論的に申しますと、その間は繰越した事業を一時ストップをしなければならぬという甚だしい無理な事態になるのであります。これについてできるだけ、本来であれば、例えば二月であるとか、せい／＼三月の下旬には承認の申請を受けて、それに対して承認を与える、そうして四月に入りますれば直ちに仕事はスムーズに、一日の空白もなく行える、こういうふうな仕組にすべきである。即ち事前承認、本来もともと事前承認の規定でありながら、実際問題としてどうしても先ほど申し上げましたような空白を生ずるということでは、甚だ繰越し事業の施行を円滑を欠かせることになる。こういうことで改正をしたのであります。

と、四月に入りましてからいよいよ空白ができるわけでありまして、理論的に申しますと、その間は繰越した事業を一時ストップをしなければならぬという甚だしい無理な事態になるのであります。これについてできるだけ、本来であれば、例えば二月であるとか、せい／＼三月の下旬には承認の申請を受けて、それに対して承認を与える、そうして四月に入りますれば直ちに仕事はスムーズに、一日の空白もなく行える、こういうふうな仕組にすべきである。即ち事前承認、本来もともと事前承認の規定でありながら、実際問題としてどうしても先ほど申し上げましたような空白を生ずるということでは、甚だ繰越し事業の施行を円滑を欠かせることになる。こういうことで改正をしたのであります。

と、四月に入りましてからいよいよ空白ができるわけでありまして、理論的に申しますと、その間は繰越した事業を一時ストップをしなければならぬという甚だしい無理な事態になるのであります。これについてできるだけ、本来であれば、例えば二月であるとか、せい／＼三月の下旬には承認の申請を受けて、それに対して承認を与える、そうして四月に入りますれば直ちに仕事はスムーズに、一日の空白もなく行える、こういうふうな仕組にすべきである。即ち事前承認、本来もともと事前承認の規定でありながら、実際問題としてどうしても先ほど申し上げましたような空白を生ずるということでは、甚だ繰越し事業の施行を円滑を欠かせることになる。こういうことで改正をしたのであります。

と、四月に入りましてからいよいよ空白ができるわけでありまして、理論的に申しますと、その間は繰越した事業を一時ストップをしなければならぬという甚だしい無理な事態になるのであります。これについてできるだけ、本来であれば、例えば二月であるとか、せい／＼三月の下旬には承認の申請を受けて、それに対して承認を与える、そうして四月に入りますれば直ちに仕事はスムーズに、一日の空白もなく行える、こういうふうな仕組にすべきである。即ち事前承認、本来もともと事前承認の規定でありながら、実際問題としてどうしても先ほど申し上げましたような空白を生ずるということでは、甚だ繰越し事業の施行を円滑を欠かせることになる。こういうことで改正をしたのであります。

については、大蔵大臣の承認を経ました上で別に契約をするわけであり、即ち五百万円なり一千万円なりの金額があり、二十八年度の三月三十一日までにする分と、四月を越えて繰越す分と、いわゆる二本に契約をするのであります。これが非常に手続上厄介なわけでありまして、繰越しの承認を経ましたならばそれと同時に一本で契約をし得る、こういう途を開きたい、こういうのがこの四十三条の三でございます。これはいわゆる財政法の会計年度の原則、一会計年度に原則として予算の債務負担と執行をやる、こういう会計年度の原則の重要な例外をなすわけであり、この規定を置きますのは、私どもといたしまして、非常に重大な例外でありますので、よくよく考えたのであります。まあこの程度のいわゆる年度越しの債務負担の規定を置かなくても、一方においてその弊害はなからう。且つ又、先ほど申し上げましたような繰越しの手続というものを極力簡素化したい、こういう要求も考えまして、この改正案を御提案申し上げたわけであり、それから次に会計法であります、

とであります。

御承知のように例えば公共事業、建設関係の土木出張所等がございますが、これは現在、出納官吏といひまして、いわゆる資金前渡官吏ということになっておるのであります。で、資金前渡官吏と申しますのは、事業に於いて一定の、五十万円とか百万円、金額をあらかじめ支出官から分けてもらつておきまして、その範囲で契約もすれば支払いもできるといふ出納上の責任官吏であります。ところが、この資金前渡官吏には、一面において、余りにキャッシュを巨額なものを渡しますと、これ又弊害があるわけであり、執行の円滑を図るために、契約だけは円滑に行いたい。そこで、従来はキャッシュの範囲で契約ができるといふことになっておりましたのを、分任支出負担担当官といふものを置きまして、キャッシュは例えば五十万円しか与えない。併し公共事業を執行するために三百万円なり五百万円、金額の契約だけは、もとの支出負担担当官の割当に従ひまして、その割当の範囲内において適宜に契約をすることができ、こういうふうな仕組みにした。これもまあいわば現場における公共事業の契約事務を便宜にしたい。こういう趣旨から置いた規定であります。

その他の細かいところはこの規定ができましたための整理の規定であります。

それからもう一つ第四十二条の改正であります。これは従来「各省各庁の長は、出納官吏がその保管に係る現金又は物品について、これを失墜損し

たときは、遅滞なく、これを大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならぬ」ということになっておつたわけであり、政府の持つておつた木炭が雨で流されたというようなもの、或いは盗まれたというような通知が、そのために非常にたくさん書類となつて出て来るのであります。ものによりましては一定期間を取りまとめ通知すればできるというふうにしたというの意味において、「遅滞なく」というのを削りまして「政令の定めるところにより」というふうに改正をいたしましたわけであり、

それは、その次の四十六条の二でございます。これが又、積雪寒冷地帯の予算の執行に便宜になるだろうと思つて入れた規定であります。これは繰越の承認手続であり、これは従来必ず中央の大蔵大臣のところまで全国の書類が参るわけであり、昔はそれを書類審査だけで各省から出て来たものに対して承認を与えておつたのであります。繰越をすることが適当かどうかについて、中央でただ書類審査をしただけでは十分でありますので、最近では御承知のように、財務局財務部というものが大体腹心を運んで参りまして、その意見を参酌しまして承認を与えておつたのであります。ものによりましては大蔵大臣が財務局なり財務部に、もう現場にこの仕事を委任してしまふ。それが例えば北海道なら北海道の財務局及び財務部において適宜に繰越承認をし得るようになる。これは実際の手続並びに日数等から言いますと、これは非常にこの活用によつて便宜の途が開かれるわけであり、繰越につきましては、特殊なものは別といたしまして、例えば積雪寒冷地帯における公共事業につきまして、はむしろ財務局或いは財務部に任じていいのじやないかというふうに考えておるものが非常に多いのでありますからして、これを活用したい、こう考えております。そのほか多少字句の修正或いは従来の立法を整理するといふような改正が少しずつ行われております。

それから衆議院で修正を受けましたのですが、これはむしろ私どものミステイクでありまして、例の予算執行職員等の責任に関する法律というのがございまして、そこで、この財政法、会計法の改正に伴つて当然字句の整理修正をすべき点を私どもが落したのであります。それから、衆議院でお願いしまして御修正を願つたのであります。何ら実体的な修正ではございません。以上でございます。

○委員長（大矢次郎君） 質疑を願います。

○小林政夫君 第一条の中で財政法第四十三条の三……

○政府委員（佐藤一郎君） これは失礼しました。四十三条ですか。もう一つその前に大きな点を忘れていましたから……財政法の十五條の改正で、御承知の国庫債務負担行為の年限が従来原則として三年になつておつたわけであり、これを継続費と同じように五年にしたいという改正が入つております。その御説明を落しましたから附加えておきます。

○小林政夫君 四十三條の三の改正で、先ほどの説明で大体わかるような気もするのですけれども、この中の「翌年度」というのは、繰越明許によつて繰越す年度なのか、その繰越が許された年度の次の年度ですか。

○政府委員（佐藤一郎君） そうです。次の年度です。

○小林政夫君 具体的に言つと……

○政府委員（佐藤一郎君） つまり二十八年度の予算が二十九年度に繰越を承認されたので、二十九年度であります。

○小林政夫君 二十九年度のことでしよう。その場合に、今までは当然繰越明許になつたものは二十八年度から二十九年度に繰越して使用して差支えない。そして、それが例えば繰越明許費で認められて金額の範囲内における債務負担のものを、やはり今までは年度限りで区切つてやつておつた。例えば百万円の繰越明許費が認められておる。そのうち三月三十一日までに契約することができないものはその百万円の範囲内において二十九年度に契約をしなればならぬ、こういう場合においても、一応三月三十一日で契約を二本建てにしておつたというわけですか。

○政府委員（佐藤一郎君） それは、小林さんのおつしやいましたのは、その前提に、御承知のように繰越には事故繰越と明許繰越があるわけであり、事故繰越と明許繰越は御承知のように、年度内に先ず契約をしまして、そうしてその支払い等が遅れた場合であります。明許繰越は、いわゆる予算権の繰越と申しまして、契約を全然しないので次の年度に契約をしていいのであります。併しいずれにしても、明許繰越の場合にも、国会のこの予算の中でし得るという権限は与えられておりますが、更に明許繰越をいたしました

御承知のようによつて例へば公共事業、建設関係の土木出張所等がございますが、これは現在、出納官吏といひまして、いわゆる資金前渡官吏ということになっておるのであります。で、資金前渡官吏と申しますのは、事業に於いて一定の、五十万円とか百万円、金額をあらかじめ支出官から分けてもらつておきまして、その範囲で契約もすれば支払いもできるといふ出納上の責任官吏であります。ところが、この資金前渡官吏には、一面において、余りにキャッシュを巨額なものを渡しますと、これ又弊害があるわけであり、執行の円滑を図るために、契約だけは円滑に行いたい。そこで、従来はキャッシュの範囲で契約ができるといふことになっておりましたのを、分任支出負担担当官といふものを置きまして、キャッシュは例えば五十万円しか与えない。併し公共事業を執行するために三百万円なり五百万円、金額の契約だけは、もとの支出負担担当官の割当に従ひまして、その割当の範囲内において適宜に契約をすることができ、こういうふうな仕組みにした。これもまあいわば現場における公共事業の契約事務を便宜にしたい。こういう趣旨から置いた規定であります。

その他の細かいところはこの規定ができましたための整理の規定であります。

それからもう一つ第四十二条の改正であります。これは従来「各省各庁の長は、出納官吏がその保管に係る現金又は物品について、これを失墜損し

たときは、遅滞なく、これを大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならぬ」ということになっておつたわけであり、政府の持つておつた木炭が雨で流されたというようなもの、或いは盗まれたというような通知が、そのために非常にたくさん書類となつて出て来るのであります。ものによりましては一定期間を取りまとめ通知すればできるというふうにしたというの意味において、「遅滞なく」というのを削りまして「政令の定めるところにより」というふうに改正をいたしましたわけであり、

それは、その次の四十六条の二でございます。これが又、積雪寒冷地帯の予算の執行に便宜になるだろうと思つて入れた規定であります。これは繰越の承認手続であり、これは従来必ず中央の大蔵大臣のところまで全国の書類が参るわけであり、昔はそれを書類審査だけで各省から出て来たものに対して承認を与えておつたのであります。繰越をすることが適当かどうかについて、中央でただ書類審査をしただけでは十分でありますので、最近では御承知のように、財務局財務部というものが大体腹心を運んで参りまして、その意見を参酌しまして承認を与えておつたのであります。ものによりましては大蔵大臣が財務局なり財務部に、もう現場にこの仕事を委任してしまふ。それが例えば北海道なら北海道の財務局及び財務部において適宜に繰越承認をし得るようになる。これは実際の手続並びに日数等から言いますと、これは非常にこの活用によつて便宜の途が開かれるわけであり、繰越につきましては、特殊なものは別といたしまして、例えば積雪寒冷地帯における公共事業につきまして、はむしろ財務局或いは財務部に任じていいのじやないかというふうに考えておるものが非常に多いのでありますからして、これを活用したい、こう考えております。そのほか多少字句の修正或いは従来の立法を整理するといふような改正が少しずつ行われております。

それから衆議院で修正を受けましたのですが、これはむしろ私どものミステイクでありまして、例の予算執行職員等の責任に関する法律というのがございまして、そこで、この財政法、会計法の改正に伴つて当然字句の整理修正をすべき点を私どもが落したのであります。それから、衆議院でお願いしまして御修正を願つたのであります。何ら実体的な修正ではございません。以上でございます。

○委員長（大矢次郎君） 質疑を願います。

○小林政夫君 第一条の中で財政法第四十三条の三……

○政府委員（佐藤一郎君） これは失礼しました。四十三条ですか。もう一つその前に大きな点を忘れていましたから……財政法の十五條の改正で、御承知の国庫債務負担行為の年限が従来原則として三年になつておつたわけであり、これを継続費と同じように五年にしたいという改正が入つております。その御説明を落しましたから附加えておきます。

○小林政夫君 四十三條の三の改正で、先ほどの説明で大体わかるような気もするのですけれども、この中の「翌年度」というのは、繰越明許によつて繰越す年度なのか、その繰越が許された年度の次の年度ですか。

○政府委員（佐藤一郎君） そうです。次の年度です。

○小林政夫君 具体的に言つと……

○政府委員（佐藤一郎君） つまり二十八年度の予算が二十九年度に繰越を承認されたので、二十九年度であります。

○小林政夫君 二十九年度のことでしよう。その場合に、今までは当然繰越明許になつたものは二十八年度から二十九年度に繰越して使用して差支えない。そして、それが例えば繰越明許費で認められて金額の範囲内における債務負担のものを、やはり今までは年度限りで区切つてやつておつた。例えば百万円の繰越明許費が認められておる。そのうち三月三十一日までに契約することができないものはその百万円の範囲内において二十九年度に契約をしなればならぬ、こういう場合においても、一応三月三十一日で契約を二本建てにしておつたというわけですか。

○政府委員（佐藤一郎君） それは、小林さんのおつしやいましたのは、その前提に、御承知のように繰越には事故繰越と明許繰越があるわけであり、事故繰越と明許繰越は御承知のように、年度内に先ず契約をしまして、そうしてその支払い等が遅れた場合であります。明許繰越は、いわゆる予算権の繰越と申しまして、契約を全然しないので次の年度に契約をしていいのであります。併しいずれにしても、明許繰越の場合にも、国会のこの予算の中でし得るという権限は与えられておりますが、更に明許繰越をいたしました

場合にも、これは繰越すときには大蔵大臣の承認を要するから、その点は事故繰越と明許繰越とは変りないわけです。それで、明許繰越の場合にも大蔵大臣の承認を要する。その明許繰越が、契約を翌年度まで全然しない場合は、これは今の御質問の対象にならんわけですが、年度が迫つてから、土地の買収の話し合いがついたという場合、いよ／＼契約をするということになりますと、例えば千万円の予算、それを五百万円は三月三十一日までを使い切るが、あとの五百万円は四月に入るといふ場合、従来は五百万円を契約していたわけですが、それを千万円一本で、一方、繰越の承認は経なければならぬわけですが、その承認がありましかつたときには、そのうちでどうしても一本で契約することが適当だといふものは一本でもいい、こういう規定を置いたのであります。これが四十三条の三の問題です。

○小林政夫君 事故繰越のほうはおつしやる通りで、今まで通りでいいと思ひますが、財政を厳重にやつて行く、濫に流れないという趣旨ならば厳重にやられることに越したことはないのだけれども、一応国会が予算審議の際にあらかじめ繰越すことを許した、いわゆる繰越明許費について、その繰越明許費を許されたものを、繰越すときに、その都度大蔵大臣の承認を経なければならぬ、こういうことにすること自体について、どうしてもそうしておかなければこういふ弊害があるといふことがあります。

○政府委員(佐藤一朗君) これは第一点が勿論不必要な繰越とはとめたいといふことが根本です。勿論、国会で全

体として繰越の権限は得ておりますが、併しその国会が繰越の権限を与えられた、その趣旨によつて繰越をさせる場合もあれば、当然、行政官庁の責任に帰すべきことでありますから、繰越をしておるものもある事態はいろいろあるわけでありまして、でありますから、財政の立場からいたしますと、できるだけ不必要な繰越は認められないう。それから結局それは御承知のように、いわゆる毎年度不用額に影響して参ります。不用額は財政上の剰余金であります。不用額は財政上の剰余金であります。又これは普通の場合には起らないのですが、財政法のいわゆる最後の一年と申しますか、昭和二十二年の頃そういう事態が起りました。が、いわゆる歳入欠陥の問題が起つたことがあるのです。それで政府は結局強引にその支払い計画を引締めまして、そうして歳入が予定通り入りませんでしたから、歳出のほうを予定よりも切らざるを得なくなつたといふことがあるわけでありまして、やはり一定の財源確保という見地が最低線としてありますからして、大蔵大臣は、一体どのくらいが……つまり繰越を各省大臣に任しておけば、場合によつては繰越をしつ放し……するといふ場合としないで、放つておきつ放しといふ場合があり得るわけですが、それらのめどをやりは大蔵大臣としてつておくといふので、この規定は、ずつと戦争以前の会計法時代から、承認だけは経る、こういうことになつておるので

す。

○小林政夫君 それは支出を厳重にするといふ精神はわかるのだし、いいのですが、そも／＼繰越明許費を置く

き、一体この費目は繰越明許として適当であるかどうか、又その仕事の性質等を考へて当然何かを繰越さざるを得ないだろう、こういう判定に基いて繰越明許費といふものを許すわけですが、その事前に、予算編成の際に十分にその辺のことは審議された上で認めてある。それが今御説明のよう

に、濫に流れたり、行政官庁の責任で当然年度内にやれるべきものがやれなかつたといふことは、会計監査の問題であつて、あとで締めるという方法もある。従つて、手続を簡素化するというような意味から行けば、これはまあ会計に關する限り、簡素化するといふことは濫に流れる元ではあるのです。まあそこはお互いの判定の問題なんだが、一応許したものに對して、そこまでやる必要があるかどうか。歳入欠陥が生ずるといふ虞れがあつた場合には、そういうような事態においては、それはこの明許費に限らない、何でも一応できるだけ引締めてもらいたい、今どういふ使い方をしているのだといふようなことを調べ、又報告させるといふことは必要でしょうが、ノーマルな状態において、一旦繰越を許しておるもの、国会もその承認を与えておるものについて、そこまでやる必要があるだろうかといふのが、僕の疑問なんですけれども……。

○政府委員(佐藤一朗君) 尤もな御質問ですが、繰越明許を当初予算で認めるときは問題なんです。これは予算編成のときでありまして、大体御承知のようになり三十年の予算はもう六月頃から各省が準備して、秋になつて実体がで

きるわけですね。その予算といふものが三十二年の二、三、三月も使われるわけですが、その予算が繰越の明許を

与えるかどうかの判断は、期間的に言つて随分過つて行かれてゐるわけですが、それからいふゆる事柄の筋として、例えばこれはアメリカとの対外的な折衝を待たなければできない経費だ、國際的な折衝を待つ経費であるからして、果して会計年度中に取極が行われるかどうかはわからんから、まあこういう経費は繰越明許を与えて行こう、例えば平和回復後処理といふようなものの性質上、或る程度延びることが予想される。これはむしろ予算自体が、第一に全然その契約自体が行われるかどうかはわからんといふものですね。それから私どもはこの規定を置きまして、今度は来年度はこれに伴つて積雪寒冷地帯の予算だけはできるだけ繰越明許をとるようになしたい、こういう考へで、この予算の計上と、この規定が一緒になつて、積雪寒冷地帯の予算の執行を容易にしたい、こう思つておるわけですが、積雪寒冷地帯の例えは公共事業一括繰越明許をするといふことです。繰越明許をいたしますが、併しその公共事業の施行については御承知のようになり／＼問題があるわけでありまして、筋として一応明許をとるということでありまして、国会が明許を与えられる趣旨もまあこれは予算の内容によつていろいろ違ふわけですが、繰越明許に關する限りは、そういう漠然といふ非常に抽象的な……これは繰越した場合にももう一回予算の再計上をするといふことも不便である、だから繰越の権限を包括的に与えてやつていい経費じゃないだらうかといふ程度の意味のつまり御審議

を経てゐるわけですが、それで、今度個個の事項の中のでいゆる各項各目の経費の執行といふことになりまして、これは更にそれが各官庁にそれ／＼分れてやつておるわけですが、これは必ずしも、施行の実情を見れば、その抽象的な権限を得たという理由だけで承認もなかつたといふことになれば、い

ば会計年度が二カ年に亘るといふことになつてしまひまして、非常にい

はなつてしまひまして、非常にい

はなつてしまひまして、非常にい

はなつてしまひまして、非常にい

ません。ただまあ私どものほうとしては、ですから強い拒否するという気持はなくて、従来の実績から言いましても、それを拒否した事例は殆んど稀です。であります、いわば会計年度の重大な例外として、先ほど申し上げましたように、予算に計上されないで明年度、二十九年年度の予算になる性質のものでありますからして、大蔵大臣としてはやはり一応の審査をして、そうして予算に計上されない二十九年年度の予算というものはつきりと確定する必要があります。これは予算の配賦があつたものとみなすということにしまして、ですから私もでは、二十九年年度のいわゆる成立した予算と、それから二十八年年度から繰越しまして大蔵大臣が承認して予算の配賦があつたものとみなす部分、この二つを合せて予算現額と呼んでおるわけですが、いわば新たな予算になるわけでありまして、これを各省に自由にするままだん／＼やらせるということでは予算の確定もできないわけですから、そういう意味から最低限承認だけは経て頂くわけでありまして。

○小林政夫君 どうも、一体、二十九年年度に新規の予算を作れなくて前年度からの繰越の額が幾らであるかという確認の趣旨ならば、報告でいいわけですが、厳密な報告をさせればいい。それを一応国会も繰越してよろしい、これは繰越することあるべし、こういうことで明許をしておるものについて、更に大蔵大臣が承認するしない、こういうことは濫に流れるということを防ぐという趣旨ならば了承するけれども、それならばそも／＼繰越明許というものを作るときに厳密にやればい

い。併しそれは一年も一年半も前の予算編成のときであるから少しも見通しがつかない、こういうことであります。特に今度出された財政法の改正によると、事故繰越でも、殆んど今までのこういう改正の後における財政法を見るに事故繰越に相当するもので、繰越明許費も取扱ひとしては殆んど変わらない。併し、今のお話だと、今後積雪寒冷地帯に對してどん／＼繰越明許費を作つてやるということだが、そういう今の四十三条の第二項を改正するならば、繰越明許費を積雪寒冷地帯にどん／＼作つておくという必要もないじやないか。事故繰越と明許費というものの実際においての取扱ひは殆んど変わらないということになつておるならば……。

○政府委員(佐藤一郎君) まあ事故繰越と繰越明許の根本的な相違は、先ほどちよつと申し上げましたように、事故繰越は、いわば契約は少くとも結んでいなければ絶対できない。明許繰越であれば、とにかく契約も何もしないで、それでもとにかく四月以降に繰越して、そうして契約をする、いわば全然そのことに手をつけてなくていいという意味の、重大な違いがあるわけですが、その点が繰越明許を即ち国会に得ておる根本でありまして、予算権の繰越をする。事故繰越の場合はたゞ／＼支払いが繰越される、工事が完全に竣工しないという場合に限るのであります。非常に事故繰越は限られておるわけでありまして、で、繰越明許ということになると、そういう非常に大きな、当然普通の原則から言へば次の年度の予算に再計上すべき性質のものを、再計上する手続を省くという意味

の、非常に大きな根本的な便宜を得ておるわけですから、まあ意味で御承認を得ておられますから、まあいわば経費の筋で抽象的に大きな項目で大体明許を得ておるわけですから、いわゆる手続におきましては、これはおつしやるような点があるかも知れませんが、政府としましては、例えば二十九年年度の予算がどうなるかということとは、これは本来ならば当然国会の議決を得べきほどの重要なものでありますからして、一片の通知を以て二十九年年度の実際の予算現額がきまるということでは困るのであります。手続運用はたとえ簡略にいたしまして、一種の確認行為をしなければ、当然予算の配賦があつたといふなすという規定は置きたいという立場に立つておるわけですが、まあ実際問題としてしましても、そう繰越のために私どもとしましては日数をかけておらないのです。ただ従来のように、承認を経た額を以て予算の配賦額とみなすということにいたしますと、いわば決算的な数字を、まあ決算手続そのもののほど複雑ではありませんが、殆んど決算に近い書類を揃えまして出して来るのです。これが非常に手数なんです。それで、この方法をやりますと、例えば五百万円繰越しといたすと、こういうことになつて、枠で以て承認を与えま

す、その決算的ないろ／＼細かい書類は全部要らなくなるのです。大体書類を説明しまして、財務局あたりで事柄を聞きまして、まあ無理もないやつてみますと五百万円が四百八十五万五千五百円であつたということであつて差支えない。従来は四百八十五万五千五百円の書類を作つて来なければなら

ない。これが大変なんです。これがために非常に繰越をみんないやがる、おつ／＼がかるのです。その書類を作る過程が省けるから、これは非常に大きな手続の簡素化なのであります。一面、最後のチェックの手段だけは、これはそう始終起る問題とは思いませんが、財政当局としては持つていなければならぬ、こういう考え方であるわけでありまして。

○委員長(大矢半次郎君) 速記を止め

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

暫時休憩いたします。

午後零時四十六分休憩

【休憩後開会に至らなかつた】

四月十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、国の所有に属する自動車の交換に関する法律案

国の所有に属する自動車の交換に関する法律案

一、各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十條第二項に規定する各省各庁の長をいう)は、当分の間、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、国の所有に属する自動車と、国以外の者が所有する自動車とを交換することができ、

二、前項の規定により交換する場合においては、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足

し、又は補足させなければならない。この法律は、公布の日から施行する。

四月十七日本委員会に左の事件を付託された。

一、中小企業金融難打開に関する陳情(第五九八号)

一、門司税関下関出張所の支署昇格に関する陳情(第六〇九号)

第五九八号 昭和二十九年四月六日受理

中小企業金融難打開に関する陳情

陳情者 札幌市議會議長 齋藤忠雄

わが国の経済機構の大部分を占める中小企業は、現在、市中銀行をはじめ商工中央金庫、中小企業金融公庫等の金融機関からの融資がきわめて困難であるため、その苦境はますます深刻化し、倒産続出の実情にあるから、商工中央金庫に対する資金運用部資金の貸付に当つては、商工債券引受わくの大

幅拡大を認めるとともに、これらの利率を極力引下げ、長期かつ低利の貸付を可能にすること等の措置を講ぜられたいとの陳情。

第六〇九号 昭和二十九年四月九日受理

門司税関下関出張所の支署昇格に関する陳情

陳情者 山口県下関市長 福田泰三

特定重要港湾として、また国際港としての下関港の重要性和下関港貿易の現

状および将来大貿易港への発展性にかんがみ、下関港区における関税行政の確実を期するために、現在の門司税関下関出張所を下関税関支署に昇格せられたいとの陳情。

四月二十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の一部を改正する法律案

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の一部を改正する法律案

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の一部を改正する法律案

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 災害による被害者その他の者で応急救助を要するものを用に供するため機具その他の生活必需品を貸し付け、又は災害の応急復旧を行う者に対し、当該復旧のために必要な機械器具を貸し付けるとき

第三条第五号中「生活困窮者又は海外から引き揚げた者若しくは本邦から引き揚げる者であつて応急救助を要する者」を「災害による被害者その他の者で応急救助を要するもの」に改める。

第四条第二号の次に次の一号を加える。

三 国有林野法第二条に規定する国有林野の所在する地方の地方公共団体又は住民が震災、風水

害、火災その他の災害により著しい被害を受けた場合において、当該地方公共団体に対し、当該林野の産物又はその加工品を災害救助法の規定による救助の用に供し、又は当該地方公共団体の管理に属する事務所、道路、橋その他の公用若しくは公共用施設の応急復旧の用に供するため譲渡するとき

この法律は、公布の日から施行する。

四月二十一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税の特例等に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税の特例等に関する法律案

第一条 この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約（以下「日米相統税条約」という。）及び遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止

の間の日本国とアメリカ合衆国との間の条約（以下「日米相統税条約」という。）を実施するため、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）及び相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の特例その他必要な事項を定めるものとす

（利子所得等に対する所得税率の特例）

第二条 所得税法第一条第二項又は第五項の規定に該当する個人又は法人でアメリカ合衆国（以下「合衆国」という。）の居住者又は合衆国の法人であるもの（同法の施行地に恒久的施設を有する者を除く。）が支払を受ける日米所得税条約第六條又は第七條に規定する利子又は使用料その他の料金で同法の施行地にその源泉があるものに

対する同法第十七条、第十八条又は第四十一条の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。但し、租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）第二条の二、第二条の三、第三条及び第三条の二の規定の適用を妨げない。

2 前項において「恒久的施設」とは、日米所得税条約第二条第一項（a）に規定する恒久的施設をいう。

（未成年者控除の特例）

第三条 相続（被相続人からの遺贈及び扶養義務者からの包括遺贈を含む。以下同じ。）に因り相続税法の施行地にある財産を取得した者がその取得の時に同法の施行地に住所を有せず、且つ、十八

歳未満の者である場合において、当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。）が死亡の時に合衆国の国籍を有し、又は合衆国に住所を有していたときは、当該財産を取得した者を同法第十六条第一項の規定に該当する者とみなして、同条の規定を適用する。但し、同項の規定により控除すべき金額は、二万円に当該財産（当該相続に因り合衆国によつて日米相統税条約第一条に規定する租税を課されるものに限る。）の価額のその者が当該相続に因り取得した財産の価額の合計額のうちに占める割合を乗じて算出した金額に同項に規定する年数を乗じて算出した金額を限度とする。

（合衆国の租税の徴収）

第四条 政府は、日米所得税条約第一条又は日米相統税条約第一条に規定する合衆国の租税につき、合衆国政府から日米所得税条約第十七條第二項又は日米相統税条約第六條第二項の規定による徴収の囑託を受けたときは、国税徴収の例により、これを徴収する。この場合における当該租税及びその滞納処分費の徴収の順位は、それぞれ国税及びその滞納処分費と同順位とする。

（実施規定）

第五条 前三条に定めるものを除く外、日米所得税条約又は日米相統税条約の実施に関し必要な事項（この法律の規定の適用につき必要な事項を含む。）は、大蔵省令で定める。

附則

1 この法律中、所得税又は日米所得税条約に係る部分は、日米所得税条約の効力発生の日から、相続税又は日米相統税条約に係る部分は、日米相統税条約の効力発生の日から施行する。

2 第二条中、所得税法第十七条又は第十八条の規定に係る部分は、日米所得税条約の効力発生の日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき利子又は使用料その他の料金（日米所得税条約の効力発生の日までに支払を受けたものを含む。）について、同法第四十一条の規定に係る部分は、日米所得税条約の効力発生の日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき利子又は使用料その他の料金で日米所得税条約の効力発生の日以後に支払われるものについて適用する。

3 第三条の規定は、日米相統税条約の効力発生の日以後に相続に因り取得した財産に係る相続税について適用する。

大蔵省関係法令の整理に関する法律案

大蔵省関係法令の整理に関する法律

（法令の廃止）

第一条 左に掲げる法令は、廃止する。

円以下五種の紙幣発行の件（明治六年太政官布告第三百七十八号）  
四 米麦粉海關無稅海外輸出を許すの件（明治六年太政官布告第三百八十五号）  
五 銅貨幣発行の件（明治七年太政官布告第四号）  
六 新潟第四国立銀行に於て五種の紙幣発行の件（明治七年太政官布告第十八号）  
七 横浜第二国立銀行に於て五種の紙幣発行の件（明治七年太政官布告第八十号）  
八 新旧公債發行條例（明治八年太政官布告第九十五号）  
九 家祿引換公債証書の元金及利息の払渡に関する件（明治八年太政官布告第三百三十号）  
十 国立銀行條例及国立銀行成規（明治九年太政官布告第六十号）  
十一 金祿公債証書發行條例（明治九年太政官布告第八十号）  
十二 内閣製造の西洋紙及土産無稅輸出を差許す件（明治九年太政官布告第十号）  
十三 内閣製の水産無稅輸出を差許す件（明治九年太政官布告第三百三十九号）  
十四 内閣製の摺附木当分無稅輸出を許すの件（明治十年太政官布告第二十六号）  
十五 各社領朱黒印地の旧神宮に配当公債証書下賜の件（明治十年太政官布告第三十二号）  
十六 銀行紙幣を円札新に發行の件（明治十年太政官布告第九十号）  
十七 起業公債壹千貳百五十拾万円

募債方大蔵卿へ委任の件（明治十一年太政官布告第七号）  
十八 銀行紙幣五円札發行の件（明治十一年太政官布告第十六号）  
十九 貿易銀鑄造見合せ貿易一円銀再鑄發行の件（明治十一年太政官布告第三十五号）  
二十 木綿織物外十四品無稅輸出差許す件（明治十二年太政官布告第二十一号）  
二十一 拾円五円壹円紙幣改造漸次交換の件（明治十三年太政官布告第五号）  
二十二 書画筆及種々の製作品無稅輸出差許す件（明治十三年太政官布告第二十九号）  
二十三 金札引換公債條例（明治十三年太政官布告第四十七号）  
二十四 硫黄無稅輸出差許す件（明治十四年太政官布告第二十七号）  
二十五 半円二十銭紙幣改造漸次交換の件（明治十五年太政官布告第四十五号）  
二十六 中山道鐵道公債証書條例（明治十六年太政官布告第四十七号）  
二十七 金札引換無記名公債証書條例（明治十六年太政官布告第十八号）  
二十八 政府發行の紙幣は明治十九年一月より漸次銀貨に交換消却する件（明治十八年太政官布告第十四号）  
二十九 北海道開墾地租地方稅免除の件（明治二十二年法律第十八号）  
三十 明治二十二年會計特別整

理の件（明治二十三年法律第十一号）  
三十一 紙幣交換基金特別會計法（明治二十三年法律第二十四号）  
三十二 鎖店銀行紙幣交換基金特別會計法（明治二十三年法律第二十五号）  
三十三 會計法補則（明治二十三年法律第五十七号）  
三十四 小包郵便にて外国へ輸出する物品關稅免除の件（明治二十三年法律第八十二号）  
三十五 海軍省所管軍艦及水雷艇並兵器製造費繰越に関する法律（明治二十四年法律第一号）  
三十六 震災地方租稅特別処分法（明治二十五年法律第一号）  
三十七 銀行條例貯蓄銀行條例施行延期法律（明治二十五年法律第九号）  
三十八 絹糸輸出稅免除法律（明治二十七年法律第四号）  
三十九 国事に關する犯罪のため諸祿を沒收せられたる者に關する法律（明治二十七年法律第二十号）  
四十 東京砲兵工廠搬運運轉資本増加に関する法律（明治二十九年法律第二十二号）  
四十一 臨時軍事費特別會計法（明治二十七年法律第二十四号）  
四十二 軍費支弁のため公債募集に關する法律（明治二十七年法律第二十五号）  
四十三 朝鮮事件費に關する財政上必要處分の件（明治二十七年勅令第四百十三号）  
四十四 軍事公債條例（明治二十

七年勅令第四百十四号）  
四十五 軍費支弁の爲公債募集に關する法律（明治二十八年法律第八号）  
四十六 内務省所管諸官衙及議院建築費並筑後川修築費繰越に關する法律（明治二十八年法律第九号）  
四十七 震災地方租稅特別処分法（明治二十八年法律第二十九号）  
四十八 官設鐵道用品資金増加法律（明治二十九年法律第一号）  
四十九 官設鐵道用品を官設鐵道用品資金より買入るとき前金払概算渡に關する法律（明治二十九年法律第二号）  
五十 營業滿期国立銀行処分法（明治二十九年法律第七号）  
五十一 国立銀行紙幣の通用引換期限に關する法律（明治二十九年法律第八号）  
五十二 鎮守府造船材料資金増加に關する法律（明治二十九年法律第九号）  
五十三 臨時軍事費特別會計に關する法律（明治二十九年法律第十号）  
五十四 国立銀行營業滿期前特別処分法（明治二十九年法律第十一号）  
五十五 鐵道公債及事業公債利子支払期改正法律（明治三十年法律第一号）  
五十六 東京大阪砲兵工廠搬運運轉資本増加に關する法律（明治三十年法律第三号）  
五十七 千住製絨所搬運運轉資本増加に關する法律（明治三十年法律第四号）

五十八 震災地方租稅特別処分法（明治三十年法律第二十二号）  
五十九 明治二十九年海軍省所管歲出臨時部臨時軍事費中支出未済予算額の繰越使用に關する法律（明治三十年法律第二十八号）  
六十 水害地方地租特別処分法（明治三十年法律第三十号）  
六十一 煙草製造營業者煙草稅現金收納に關する法律（明治三十年法律第四十号）  
六十二 家祿賞典祿処分法（明治三十年法律第五十号）  
六十三 一円銀貨幣引換に關する法律（明治三十一年法律第五号）  
六十四 政府發行紙幣通用廢止に關する法律（明治三十一年法律第六号）  
六十五 特別輸出港輸出品指定に關する法律（明治三十一年法律第七号）  
六十六 水害地方地租特別処分法（明治三十一年法律第二十二号）  
六十七 水害地方地租特別処分法（明治三十二年法律第三号）  
六十八 償金を公債費途へ繰替運用に關する法律（明治三十二年法律第八号）  
六十九 造幣局搬運運轉資本増加に關する法律（明治三十二年法律第十一号）  
七十 特別年限地租増徴に關する法律（明治三十二年法律第四十三号）  
七十一 製造煙草輸出交付金に關する法律（明治三十二年法律第七十四号）

- 七十二 家祿賞典祿処分法施行法  
(明治三十二年法律第八十四号)  
七十三 水害地方地租特別処分法  
(明治三十三年法律第一号)  
七十四 印刷局据置運轉資本増加  
に関する法律(明治三十三年法  
律第七号)  
七十五 虫害地地租特別処分法  
(明治三十三年法律第二十四号)  
七十六 外国より輸入する鹹魚燻  
製魚及魚粕に関する法律(明治  
三十三年法律第八十六号)  
七十七 清国事件費に関する財政  
上必要処分の件(明治三十三年  
勅令第二百七十七号)  
七十八 内務省所管蔵出臨時部土  
木事業費中信濃川河口修築費繰  
越に関する法律(明治三十四年  
法律第四号)  
七十九 北海道鉄道部支部局及派  
出工場現金前渡官吏設置に関す  
る法律(明治三十四年法律第十  
五号)  
八十 屯田兵及屯田兵村に給付し  
たる土地の登録税免除に関する  
法律(明治三十四年法律第二十  
五号)  
八十一 第五回内国勲業博覧会参  
考館へ陳列の爲輸入する貨物関  
税免除に関する法律(明治三十  
五年法律第十号)  
八十二 虫害地地租特別処分法  
(明治三十五年法律第二十五号)  
八十三 蠶害地地租特別処分法  
(明治三十五年法律第二十六号)  
八十四 製鉄所据置運轉資本に不  
足を生ずる場合に一時借入を爲  
すを得る法律(明治三十五年法  
律第三十号)  
八十五 帝國憲法第七十条に依る  
財政上必要処分の件(明治三十  
六年勅令第二百九十一号)  
八十六 陸海軍に属する臨時事件  
費特別会計法(明治三十七年法  
律第二号)  
八十七 貯蓄債券法(明治三十七  
年法律第十八号)  
八十八 公債募集に関する件(明  
治三十七年勅令第二百二十八  
号)  
八十九 古社寺保存法第十六条に  
依り国庫より支出すべき金額に  
関する法律(明治三十八年法律  
第十四号)  
九十 外国に於ける銀行事業に関  
する法律(明治三十八年法律第  
四十七号)  
九十一 公債募集に関する件(明  
治三十八年勅令第九十四号)  
九十二 臨時事件費支弁に関する  
法律(明治三十九年法律第一  
号)  
九十三 軍艦水雷艇補充基金の組  
入に関する法律(明治三十九年  
法律第八号)  
九十四 災害地方田地地租免除に  
関する法律(明治三十九年法律  
第十号)  
九十五 台湾總督府鉄道部現金前  
渡官吏設置に関する法律(明治  
三十九年法律第二十五号)  
九十六 韓国に於て帝國の經營す  
る鉄道の会計に関する法律(明  
治三十九年法律第三十九号)  
九十七 鐵道国有法及京釜鐵道買  
収法に依り買収したる鉄道の出  
納官吏に関する法律(明治三十  
九年法律第四十号)  
九十八 陸海軍に属する臨時事件  
費特別会計終結に関する法律  
(明治三十九年法律第五十二号)  
九十九 韓国鐵道の収益勘定欠損  
補充に関する法律(明治四十年  
法律第十五号)  
百 千住製鐵所据置運轉資本増加  
に関する法律(明治四十年法律  
第十六号)  
百一 樺太に於ける租税に関する  
法律(明治四十年法律第二十一  
号)  
百二 明治三十九年一般會計所屬  
の經費を各帝國大學特別会計に  
繰越す場合に於ける剰余金繰入  
に関する法律(明治四十年法律  
第二十二号)  
百三 租税其の他の收入徴収処分  
嘱託に関する法律(明治四十年  
法律第三十四号)  
百四 日本大博覧会出品外国貨物  
免税に関する法律(明治四十一年  
法律第五号)  
百五 学校及圖書館資金附屬土地  
売却代金を一般會計に繰入るる  
件に関する法律(明治四十一年  
法律第九号)  
百六 造幣局据置運轉資本増加及  
設備擴張費に関する法律(明治  
四十一年法律第十一号)  
百七 台湾銀行に於て発行したる  
一円銀貨を以て引換ふべき銀行  
券の引換期限に関する法律(明  
治四十二年法律第一号)  
百八 家祿賞典祿処分に関する法  
律(明治四十二年法律第二十一  
号)  
百九 明治三十七八年戦役の爲損  
害を被りたる者の救恤に関する  
法律(明治四十二年法律第三十  
八号)  
百十 沖繩県に於ける旧租免除に  
関する法律(明治四十三年法律  
第二十五号)  
百十一 製塩地整理に関する法律  
(明治四十三年法律第四十八号)  
百十二 沖繩県諸祿処分法(明治  
四十三年法律第五十九号)  
百十三 帝國憲法第七十条に依る  
財政上必要処分の件(明治四十  
三年勅令第三百二十六号)  
百十四 帝國憲法第七十条に依る  
財政上必要処分の件(明治四十  
三年勅令第三百二十七号)  
百十五 帝國憲法第七十条に依る  
財政上必要処分の件(明治四十  
三年勅令第三百二十八号)  
百十六 朝鮮に於ける臨時恩賜に  
関する件(明治四十三年勅令第  
三百二十九号)  
百十七 旧韓国政府に属したる歳  
入歳出の予算に関する會計の經  
理及旧韓国政府に属したる財産  
の管理に関する件(明治四十三年  
勅令第三百三十号)  
百十八 東京府管内八丈島の地租  
に関する法律(明治四十四年法  
律第一号)  
百十九 朝鮮に於ける貨幣整理の  
爲生じたる債務を貨幣整理資金  
特別会計に移属せしむる件に関  
する法律(明治四十四年法律第  
十一号)  
百二十 韓国鐵道會計所屬資金の  
繰入に関する法律(明治四十四  
年法律第五十六号)  
百二十一 清国事件費支弁に関す  
る法律(明治四十五年法律第一  
号)  
百二十二 学校及圖書館資金の一  
部所屬換等に関する法律(明治  
四十五年法律第四号)  
百二十三 樺太酒類出港税法(大  
正元年法律第一号)  
百二十四 京都帝國大學臨時政府  
支出金に関する法律(大正二年  
法律第三号)  
百二十五 改租延納年賦金免除に  
関する法律(大正三年法律第二  
号)  
百二十六 大嘗祭齋田の土地免租  
に関する法律(大正三年法律第  
十七号)  
百二十七 大正三年臨時事件に関  
する臨時軍事費特別会計法(大  
正三年法律第四十二号)  
百二十八 輸入税率等の特例に関  
する法律(大正三年法律第四十  
三号)  
百二十九 大嘗祭齋田の土地免租  
に関する法律(大正三年法律第  
四十五号)  
百三十 大正三年臨時事件に関す  
る一時賜金として交付する公債  
発行に関する法律(大正四年法  
律第十六号)  
百三十一 大正四年田租第一期分  
延納に関する法律(大正四年法  
律第二十八号)  
百三十二 大正三年臨時事件の經  
費支弁に関する法律(大正五年  
法律第四号)  
百三十三 造幣局設備擴張費に関  
する法律(大正五年法律第二十  
二号)  
百三十四 東京砲兵工廠及大阪砲  
兵工廠の据置運轉資本増加に関

- する法律（大正五年法律第二十三号）
- 百三十五 京都帝国大学臨時政府支出金に関する法律（大正六年法律第四号）
- 百三十六 学校及図書館特別会計資金の一部を一般会計に繰入るる件に関する法律（大正六年法律第五号）
- 百三十七 臨時国庫証券法（大正六年法律第七号）
- 百三十八 小額紙幣発行に関する件（大正六年勅令第二百二号）
- 百三十九 足尾鉄道及有馬鉄道の買収に関する法律（大正七年法律第十三号）
- 百四十 旧韓国貨幣の処分に関する法律（大正七年法律第二十三号）
- 百四十一 第一回国勢調査施行に要する地方経費国庫支弁に関する法律（大正八年法律第五号）
- 百四十二 造幣局据置運轉資本増加及設備拡張費に関する法律（大正八年法律第九号）
- 百四十三 高等諸学校創設及拡張費支弁に関する法律（大正八年法律第三十一号）
- 百四十四 仙北輕便鐵道買収費支弁のため公債発行に関する法律（大正八年法律第三十二号）
- 百四十五 家祿賞典祿処分に関する法律（大正八年法律第三十四号）
- 百四十六 没祿処分を受けたる者に対する給与処分に関する法律（大正八年法律第三十五号）
- 百四十七 小額紙幣発行に関する法律（大正九年法律第六号）
- 百四十八 国債償還資金の繰入を為さるる件に関する法律（大正九年法律第四十号）
- 百四十九 朝鮮又は台湾より移出したる物品の内地又は樺太に於ける取締に関する法律（大正九年法律第五十二号）
- 百五十 関税法、關稅定率法、保稅倉庫法及仮置場法等の朝鮮に於ける特例に関する法律（大正九年法律第五十三号）
- 百五十一 大豆、生牛肉、鳥卵、繻織糸及繻織物の輸入税の低減又は免除に関する件（大正九年勅令第五十二号）
- 百五十二 独逸国との平和条約賠償事項に基き受領したる賠償物件の輸入税免除に関する法律（大正十年法律第四号）
- 百五十三 海軍燃料廠の石炭、煉炭又は燃料油の買入に関する法律（大正十年法律第九号）
- 百五十四 小田原電気鐵道株式會社所屬軌道經營廢止に対する補償の爲公債発行に関する法律（大正十年法律第三十九号）
- 百五十五 和賀輕便軌道株式會社所屬軌道經營廢止に対する補償の爲公債発行に関する法律（大正十一年法律第五号）
- 百五十六 関東州事業公債法（大正十一年法律第十五号）
- 百五十七 東京帝国大学臨時政府支出金繰入に関する法律（大正十一年法律第二十六号）
- 百五十八 大湯鐵道魚沼鐵道買収の爲公債発行に関する法律（大正十一年法律第三十号）
- 百五十九 露国政変及西比利亞事變の爲損害を被りたる者の救恤に関する法律（大正十一年法律第三十九号）
- 百六十 内地、朝鮮、台湾又は樺太と南洋群島との間に於ける船舶及貨物の出入に関する法律（大正十一年法律第五十号）
- 百六十一 行政整理又は軍備の制限整理に関する公債発行に関する法律（大正十二年法律第十七号）
- 百六十二 岩北軌道株式會社所屬軌道經營廢止に対する補償の爲公債発行に関する法律（大正十二年法律第二十四号）
- 百六十三 東京帝国大学臨時政府支出金繰入に関する法律（大正十二年法律第二十六号）
- 百六十四 西比利亞引揚の爲損害を被りたる者等の救恤に関する法律（大正十二年法律第三十九号）
- 百六十五 復興事業の施行に伴ひ支払ふべき金額を国債証券を以て交付する等に関する法律（大正十二年法律第五十五号）
- 百六十六 東京帝国大学臨時政府支出金繰入に関する法律（大正十二年法律第五十七号）
- 百六十七 震災被害者に対する租税の減税等に関する件（大正十二年勅令第四百十号）
- 百六十八 生活必需品並土木又は建築の用に供する器具、機械及材料の輸入税の低減又は免除に関する件（大正十二年勅令第四百十一号）
- 百六十九 日本銀行の手形の割引に因る損失の補償に関する財政上必要処分の件（大正十二年勅令第四百二十四号）
- 百七十 大正十年度乃至大正十二年度の歳入歳出の決算の特例に関する法律（大正十三年法律第一号）
- 百七十一 震災被害地の地租免除等に関する法律（大正十三年法律第四号）
- 百七十二 古社寺保存金の臨時支出に関する法律（大正十三年法律第十二号）
- 百七十三 震災に因る喪失無記名国債証券に関する法律（大正十三年法律第十四号）
- 百七十四 震災被害者の營業税課税標準算定の特例等に関する件（大正十三年勅令第二十一号）
- 百七十五 震災善後に関する經費支弁の爲公債発行に関する件（大正十三年勅令第四十六号）
- 百七十六 行政整理又は軍備整理に際し退官退職したる者等に交付する公債発行に関する法律（大正十四年法律第二十四号）
- 百七十七 大正三年臨時事件に関する臨時軍事費特別会計の終結に関する法律（大正十四年法律第三十四号）
- 百七十八 日本銀行の手形割引に因る損失の補償に関する法律（大正十四年法律第三十五号）
- 百七十九 同盟及聯合國と独逸国及其の同盟國との戦争に因り損害を被りたる帝國臣民の救恤に関する法律（大正十四年法律第三十九号）
- 百八十 帝國美術院美術研究奨励金委任經理に関する法律（大正十四年法律第四十号）
- 百八十一 中国鐵道株式會社所屬鐵道及東京電燈株式會社所屬軌道の經營廢止に対する補償の爲公債発行に関する法律（大正十四年法律第四十九号）
- 百八十二 長州鐵道株式會社所屬鐵道買収の爲公債発行に関する法律（大正十四年法律第五十号）
- 百八十三 造幣局工場其の他改築費に関する法律（大正十五年法律第三十号）
- 百八十四 大正九年に於ける尼港事變及「オコック」事變の爲損害を被りたる者の救恤に関する法律（大正十五年法律第四十四号）
- 百八十五 海軍軍備制限に関する条約の実施に伴う損害の補償に関する法律（大正十五年法律第五十一号）
- 百八十六 東濃鐵道株式會社所屬鐵道買収のため公債発行に関する法律（大正十五年法律第五十九号）
- 百八十七 外国官庁の用地として貸付する国有財産に関する法律（昭和二年法律第一号）
- 百八十八 震災被害者に対する租税の免除猶予等に関する法律（昭和二年法律第十七号）
- 百八十九 震災手形損失補償公債法（昭和二年法律第十九号）
- 百九十 震災手形善後処理法（昭和二年法律第二十号）
- 百九十一 水戸鐵道株式會社、越後鐵道株式會社、陸奥鐵道株式會社、苦小牧輕便鐵道株式會社及日高拓殖鐵道株式會社所屬鐵

道買収の為公債発行に関する法律（昭和二年法律第二十九号）

百九十二 兌換銀行券整理法（昭和二年法律第四十六号）

百九十三 大嘗祭齋田の土地免租に関する法律（昭和三年法律第一号）

百九十四 山口県営軌道及筑後軌道株式会社所属軌道補償のため公債発行に関する法律（昭和四年法律第十六号）

百九十五 借入金整理に関する法律（昭和四年法律第二十七号）

百九十六 製鉄所特別会計に於て大蔵省預金部の横浜正金銀行に對する債権の譲渡を受けることに關する法律（昭和四年法律第二十八号）

百九十七 同盟及聯合國と独逸國及其の同盟國との戦争に因り損害を被りたる帝國臣民の追加救恤に關する法律（昭和四年法律第三十六号）

百九十八 大札記念帝室博物館復興費會事業費の補助に關する法律（昭和四年法律第四十二号）

百九十九 製塩地整理に關する法律（昭和四年法律第五十二号）

二百 製鉄所特別会計に於て大蔵省預金部又は日本銀行の横浜正金銀行又は株式会社日本興業銀行に對する債券の譲渡を受けることに關する法律（昭和五年法律第三号）

二百一 京都高等工芸学校移転改築費に充用したる金額の補填に關する法律（昭和六年法律第十三号）

二百二 祐徳軌道株式会社所属軌道補償の為公債発行に関する法律（昭和六年法律第三十五号）

二百三 「ロンドン」海軍条約実施に伴ふ海軍戦工整理に關する公債発行に關する法律（昭和六年法律第四十五号）

二百四 震災被害者に対する租税の減免猶予等に関する法律（昭和六年法律第四十六号）

二百五 昭和七年度一般會計歳出の財源に充つる為公債発行に關する法律（昭和七年法律第六号）

二百六 行政整理又は軍備整理に際し退官退職したる者等に交付する公債発行に關する法律（昭和七年法律第七号）

二百七 造幣庁資金払出に關する法律（昭和七年法律第十二号）

二百八 柳河軌道株式会社所属軌道補償の為公債発行に關する法律（昭和七年法律第十五号）

二百九 満州事件に關する経費支弁の為公債発行に關する件（昭和七年勅令第六号）

二百十 昭和六年度に於ける国債償還資金の繰入一部停止に關する件（昭和七年勅令第七号）

二百十一 満州事件に關する経費支弁の為公債発行に關する件（昭和七年勅令第十四号）

二百十二 満州事件に關する経費支弁の為公債発行に關する件（昭和七年勅令第十九号）

二百十三 造幣局工場及其の附属設備の新當費に關する法律（昭和八年法律第四号）

二百十四 大阪帝國大学工学部設置に付帝國大学特別會計及官立大学特別會計の關涉に關する法律（昭和八年法律第五号）

二百十五 震災被害者に対する租税の免除猶予等に関する法律（昭和八年法律第十三号）

二百十六 旧韓國起業資金貸付の為發行したる英貨興業債券の元利支払為替差損金補給に關する法律（昭和八年法律第十六号）

二百十七 阿備鐵道株式会社所属鐵道外四鐵道及兼業に屬する資産買収の為公債発行に關する法律（昭和八年法律第三十五号）

二百十八 富山鐵道株式会社所属鐵道中堀川新笹笹間經營廢止に對する補償の為公債発行に關する法律（昭和八年法律第三十六号）

二百十九 秋田鐵道株式会社所属鐵道外三鐵道買収の為公債発行に關する法律（昭和九年法律第十六号）

二百二十 播磨鐵道株式会社所属鐵道の經營廢止に對する補償の為公債発行に關する法律（昭和九年法律第十七号）

二百二十一 函館市の火災被害者に対する租税の免除猶予等に関する法律（昭和九年法律第二十一号）

二百二十二 風水害に因る被害者に対する租税の減免猶予等に関する法律（昭和九年法律第五十一号）

二百二十三 造幣局の庁舎、工場其の他の用に供する建物及其の附属設備の新當費に關する法律（昭和十年法律第六号）

二百二十四 東京高等農林学校及函館高等水産学校の創設に伴ふ帝國大学特別會計及學校及圖書館特別會計の關涉に關する法律（昭和十年法律第七号）

二百二十五 札幌鐵道株式会社及矢作水力株式会社所属鐵道の經營廢止に對する補償の為公債発行に關する法律（昭和十年法律第十号）

二百二十六 宮崎縣營鐵道及鐵道並に大隅鐵道株式会社所属鐵道買収の為公債発行に關する法律（昭和十年法律第十一号）

二百二十七 東京農業教育専門學校創設に伴ふ帝國大学特別會計及學校及圖書館特別會計の關涉に關する法律（昭和十二年法律第十三号）

二百二十八 神戸商業大学移転改築費に充用したる金額の補填に關する法律（昭和十二年法律第三十号）

二百二十九 臨時軍事費特別會計法（昭和十二年法律第八十五号）

二百三十 造幣局東京出張所庁舎其他の新當費に關する法律（昭和十三年法律第八号）

二百三十一 名古屋帝國大学創設に伴ふ帝國大学特別會計及官立大学特別會計の關涉に關する法律（昭和十四年法律第五号）

二百三十二 臨時陸軍材料資金特別會計法（昭和十四年法律第五十四号）

二百三十三 造幣局の東京出張所の庁舎、工場其他の建物及其の附属設備の新當擴張に要する経費に關する法律（昭和十五年法律第七号）

二百三十四 造幣局の資金に關する法律（昭和十八年法律第十三号）

二百三十五 樺太内地行政一元化に伴ふ樺太庁特別會計と他の會計との關涉に關する法律（昭和十八年法律第二十三号）

二百三十六 國債關係事務簡捷化に關する法律（昭和十八年法律第一百十一号）

二百三十七 改定予算に關する法律（昭和二十一年法律第十八号）

二百三十八 政府の契約の特例に關する法律（昭和二十一年法律第六十号）

二百三十九 増加所得税法（昭和二十一年法律第六十三号）

二百四十 復員に關する経費等支出の件（昭和二十一年勅令第二百二十七号）

二百四十一 生鮮食料品、石炭、鉄及電氣鋼に關する價格調整補助金等支出の件（昭和二十一年勅令第二百五十九号）

二百四十二 政府職員の給与改善に伴ひ要する経費等支出の件（昭和二十一年勅令第七十九号）

二百四十三 昭和二十一年度に於ける大蔵省証券及借入金金の最高額に關する件（昭和二十一年勅令第二百四十一号）

二百四十四 外地等職員の帰還に伴ひ要する経費等支出の件（昭和二十一年勅令第二百四十二号）

二百四十五 會計法第七條第一項の規定の特例に關する法律（昭和二十二年法律第九号）

二百四十六 會計法等の特例に關する法律（昭和十八年法律第十三号）

二百三十五 樺太内地行政一元化に伴ふ樺太庁特別會計と他の會計との關涉に關する法律（昭和十八年法律第二十三号）

二百三十六 國債關係事務簡捷化に關する法律（昭和十八年法律第一百十一号）

二百三十七 改定予算に關する法律（昭和二十一年法律第十八号）

二百三十八 政府の契約の特例に關する法律（昭和二十一年法律第六十号）

二百三十九 増加所得税法（昭和二十一年法律第六十三号）

二百四十 復員に關する経費等支出の件（昭和二十一年勅令第二百二十七号）

二百四十一 生鮮食料品、石炭、鉄及電氣鋼に關する價格調整補助金等支出の件（昭和二十一年勅令第二百五十九号）

する法律（昭和二十二年法律第十九号）  
二百四十七 日本証券取引所の解散等に関する法律（昭和二十二年法律第二十一号）  
二百四十八 金融機関債券発行特例法（昭和二十二年法律第四十七号）  
二百四十九 非戦災者特別税法（昭和二十二年法律第四百三十三号）  
二百五十 政府が発行する福利券の当せん金に対する所得税の課税の特例に関する法律（昭和二十三年法律第二十二号）  
二百五十一 政府が発行する福利券の当せん金の支払等に関する法律（昭和二十三年法律第三十七号）  
二百五十二 国有鉄道事業特別会計及び通信事業特別会計における事業運営以外の行政に要する経費の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律（昭和二十三年法律第九十九号）  
二百五十三 公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律（昭和二十四年法律第二十七号）  
二百五十四 専売局特別会計等の昭和二十四年度の予算の特例に関する法律（昭和二十四年法律第二十八号）  
二百五十五 薪炭需給調節特別会計における債務の支払財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律（昭和二十四年法律第二百七十七号）  
二百五十六 一般会計と国立病院

特別会計との間における国有財産の所屬替又は所管換の無償整理に関する法律（昭和二十五年法律第八号）  
二百五十七 配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律（昭和二十五年法律第七十三号）  
二百五十八 主要食糧供出報奨物資の配給に伴う損失補てんに関する法律（昭和二十五年法律第二百四十三号）  
二百五十九 鉱工品貿易公団の損失金補てんのための交付金に関する法律（昭和二十六年法律第七十五号）  
二百六十 学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲与並びにこれに伴う財政措置に関する法律（昭和二十六年法律第三百一十号）  
（ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸法令の措置に関する法律の一部改正）  
第二条 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸法令の措置に関する法律（昭和二十七年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。  
第八条中第四号及び第五号を次のように改める。  
四及び五 削除  
第八条中第十一号を次のように改める。  
十一 削除  
第十一条を次のように改める。  
（日本専売公社法の一部改正）

第三条 日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。  
第十七条の二及び第二十七条中「にがり」を削る。  
（たばこ専売法の一部改正）  
第四条 たばこ専売法（昭和二十四年法律第一百十一号）の一部を次のように改正する。  
第五十四条第一項但書を次のように改める。  
但し、第五十五条第三項の規定により処理するもの並びに第六十一条の二第一項の規定により許可を受けて輸出するもの及び同項の規定により輸出の許可を受けた者に売り渡すものについては、この限りでない。  
第五十五条第一項に次の但書を加える。  
但し、第六十一条の二第一項の規定により許可を受けて輸出するもの及び同項の規定により輸出の許可を受けた者に売り渡すものについては、この限りでない。  
第六十条第一項に次の但書を加える。  
但し、第六十一条の二第二項の規定により輸出の許可を受けた者に売り渡すものについては、この限りでない。  
第七章中第六十一条の次に次の一条を加える。  
（公社を経由しない輸出）  
第六十一条の二 巻紙製造者でその製造した巻紙を輸出しようとする者（前条第一項の規定により公社から輸出のため当該巻紙を買い受け

た者を除く。）又は公社以外の者から巻紙を買い受けて輸出しようとする者は、公社に申請してその許可を受けなければならない。  
2 公社以外の者から巻紙を買い受けて輸出しようとする者は、前項の申請をする際に、当該巻紙の買受についての売渡人の同意書を提出しなければならない。  
3 第一項の規定により許可を受けた者は、その輸出しようとする巻紙を蔵置する場所を公社に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。  
4 第一項の申請があつたときは、公社は、その巻紙の供給確保又は取崩上著しい支障がない限り、その許可を拒むことができない。  
5 第四十七条第一項及び第二項並びに第四十八条（第一項但書後段を除く。）の規定は、第一項の規定による輸出に準用する。  
6 輸出のため公社以外の者から巻紙を買い受けた者は、その輸出を取りやめたときは、公社の指示するところにより、その巻紙を処理しなければならない。  
第六十八条中「又は製造たばこの製造用器具機械の製作者」を「公社の許可を受けて巻紙を輸出する者又は製造たばこの製造用器具機械の製作者に」改める。  
第七十一条第一号中「第四十八条第一項（第六十一条第二項において準用する場合を含む。）」を「第四十八条第一項（第六十一条第二項及び第六十一条の二第五項において準用する場合を含む。）」に改める。  
第六十一条の二第一項に改める。

第七十三条第一号中「第四十八条第二項（第六十一条第二項において準用する場合を含む。）」を「第四十八条第二項（第六十一条第二項及び第六十一条の二第五項において準用する場合を含む。）」に、「又は第五十八条第三項」を「第五十八条第三項又は第六十一条の二第六項」に改める。  
（塩専売法の一部改正）  
第五条 塩専売法（昭和二十四年法律第一百十二号）の一部を次のように改正する。  
本則中「及びにがり」「にがり」「又はにがり」及び「若しくはにがり」を削る。  
第一条中第二項を削り、第三項を第二項とし、以下一項ずつ繰り上げる。  
第二十三条第五項を削る。  
第四十四条を次のように改める。  
第四十四条 削除  
第四十五条第一項第二号中「輸出のため公社から塩を買い受けた者又は公社からにがりを買い受けた者」を「又は輸出のため公社から塩を買い受けた者」に改める。  
第四十七条第二号中「第二項又は第五項」を「第二項」に改め、「これらの」を削る。  
（塩業組合法の一部改正）  
第六条 塩業組合法（昭和二十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。  
第六条及び第八条中「にがり」を削る。  
（政府契約の支払遅延防止等に関する法律の一部改正）  
第七条 政府契約の支払遅延防止等

に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項を削る。

（国債に関する法律の一部改正）

第八条 国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の但書を加える。

但シ外国ニ於テ起債シタル国債（外国ニ於テ起債シタル地方債又ハ社債ニシテ国ガ元利仕込義務ヲ承継シタルモノヲ含ム）ニ付テハ当該起債地ノ法令又ハ慣習ニ依レコトヲ得

第九条に次の一項を加える。

割賦償還ノ方法ニ依リ償還スベキ国債ノ賦金（元金ト同時ニ仕払ハルベキ利子ヲ含ム）ノ消滅時効ハ十箇年ヲ以テ完成ス

（銀行法等特例法の一部改正）

第九条 銀行法等特例法（昭和二十一年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条から第六条までを削る。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第一条第二百三十六号、第三条から第六条まで及び附則第三項の規定は、昭和二十九年十一月一日から適用する。

2 旧家蔵賞典祿処分法施行法に係る国債の消滅時効については、なお従前の例による。

3 旧国債関係事務簡便化に関する法律第二条の規定は、左に掲げる国債の元利金については、なおその効力を有する。

一 外国その他政令で定める地域

から引き掲げ、この法律の施行の日以後に本邦（政令で定める地域を除く。）に到着した者が引揚の際携帯した国債で、その者が本邦に到着した日から六月以内に支払の請求をしたもの

二 政令で定めるやむを得ない事由に因り消滅時効の完成の日までに元利金の支払の請求がされなかつた国債で、政令で定める期間内に支払の請求があつたもの

4 この法律の施行前に締結した旧政府契約の特例に関する法律第一条に規定する特定契約については、同法及びこの法律による改正前の政府契約の支払遅延防止等に関する法律第六条第三項の規定は、なおその効力を有する。

5 この法律の施行前にした旧政府契約の特例に関する法律に規定する違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前に課した増加所得税並びにこの法律の施行前に課した、又は課すべきであつた非戦災者特別税及び非戦災家屋税については、なお従前の例による。

昭和二十九年五月七日印刷

昭和二十九年五月八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局